

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成26年3月5日)

○ 日置記平委員長

じゃ、皆さん、おはようございます。昨日に続きまして教育民生常任委員会、健康福祉部の残余の件から入ります。

まずは、村田部長のほうから何かコメントあればいただきます。なければ、すぐ入りますが。

○ 村田健康福祉部長

連日にわたり健康福祉部関係、ご審議いただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第181号 三重北勢健康増進センター条例の一部改正について

○ 日置記平委員長

それでは、健康福祉部のほうの議案第181号三重北勢健康増進センターについてです。修正案の説明をしていただけますでしょうか。

○ 芳野正英委員

失礼します。提案させていただいた修正案をもとに皆さんのお手元にお配りをさせていただいた形にまとめさせていただいたんですけれども、この今回の議案第181号の改正条例案は第1条と第2条からなっておりますけれども、第2条の平成27年4月1日以降の三重北勢健康増進センターのあり方自体はもう一度、これはずっと議会でも議論しておる中で、理事者側の説明の中でもひとつわかりにくいところもありますので、一度白紙に戻して、白紙といいますか、原点に立ち返っていただいて、平成27年4月1日以降のヘルスプラザのあり方を再度提案していただくためにも、まずはこの4月1日からの利用に係る部分、第1条は残して、平成27年4月1日以降の部分についての第2条を全部を削るという形で提案させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○ 日置記平委員長

ただいま提案者からの説明がありました。

委員の皆さん方、提案されたことについてご意見があれば。

○ 小川政人委員

意見じゃないよ。僕、ようわからんで。こういう簡単になったところでいくと、トレーニングジムとかいう部分は残しておくという意味でいいのかな。

○ 芳野正英委員

トレーニングジムの部分も、もちろん議論の中では残していただきたいということで私も話をさせていただいたので、第1条の部分はまだ残っていますけど、もちろん。第2条の部分でトレーニングジムは削れていましたけども、それもできれば戻していただきたいということも込めて、来年度のしかるべき時期に第2条に当たる部分をもう一度改正条例案として提出していただきたいなというふうに思っております。

○ 日置記平委員長

何かあるので。

○ 中森慎二委員

だから、結局、第1条は体力度測定というものが無いとここを使えないという今のルールになっているので、それは第1条の中で外しましょう。なくしましょう。トレーニングジムの利用については来年、平成27年3月31日になくなりますよと言っている第2条はなくしますと。抹消すると。その第2条部分については今後の教育民生常任委員会との協議の中で新たに上程してもらって、平成27年4月以降の利用については改めて上程してもらうと、そういう考え方です。

○ 小川政人委員

トレーニングジムについては今までどおりだという。わかっとるの。理事者もそれでいいのやな。別表みたいなやつでトレーニングジム、消やすとか、消やさんとかって、あの文言は残るんやな、トレーニングジムという。

○ 村田健康福祉部長

今回の修正案でいきますと、そのまま別表に残る形。

○ 小川政人委員

残るということですか。はい、わかりました。理解できました。

○ 日置記平委員長

整理すると残る。そして、健康度調査はなくすと。こういうことですね。

○ 中森慎二委員

それをなくさないで、また応募が来たら受けないかんから、また来年先送りになってしまうので、それはやめると。

ちょっとよろしいですか。確認は、第1条の改正規定の一部の次の修正するというのは、原案は来年3月31日で、トレーニングジムについてはなくす考え方を持っていたので、それをとりあえずとめているので、修正後の回数券の利用は6カ月有効とするというのを載せないでだめだということね。そういうこと、そういう理解でいいんですね。

○ 日置記平委員長

芳野委員は言わないんですか。

○ 芳野正英委員

これはそうですね。原案のときには平成27年4月1日以降はトレーニングジムは廃止ということでしたので、原案の部分では、回数券の有効期間が3月31日までというふうになっておりましたけれども、その部分を外すということで提案させていただいております。

○ 小川政人委員

ということは、発行はやめるわけではないということでもいいわけですか。

○ 中森慎二委員

来年2月、回数券が発行されれば、それから6カ月間はまだ有効ですよと、そういうこ

とよね。

○ 小川政人委員

原案は、発行をもうやめて、その後、やめた後6カ月までしか使えませんというのが原案やろ。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

別表第2につきましては、運動実践指導の利用料ということで、運動実践指導を3月31日をもってやめるということでしたので、このいずれか早い日というところを定めたものでございます。

○ 小川政人委員

実践利用料ということな。回数券というのは。

○ 日置記平委員長

よろしいか。

○ 森 智広副委員長

ちょっと僕、わかってないんですけど、これは利用できるんですか。一般の人が。

○ 芳野正英委員

平成26年4月1日以降は原案、修正案にかかわらず利用はできます。現状のこの条例案で言えば、平成27年4月1日以降も、一応できるというところになりますけど、その後の使い方に関してはまたもう一度再提案をいただくことになるだろうなというふうに思います。

○ 小川政人委員

提案がなければこのままということですか。

○ 芳野正英委員

このままです。

○ 森 智広副委員長

別表2の料金表のところはいじらないんですね。特にトレーニングジム。

○ 日置記平委員長

料金表、関係ない。

○ 芳野正英委員

これは原案に対する修正の部分だけなので、この別表2にある料金表の部分はそのまま生きているということですね。修正案においても。

○ 森 智広副委員長

その中では、ランニングトラックイコール、ランニングトラックにジムが含まれているという表現でいいんですか。

(「トレーニングジムは残る」と呼ぶ者あり)

○ 森 智広副委員長

いや、書いてないですよ。

○ 芳野正英委員

それは多分、第2条のところの料金表を見ているからですよ。じゃなくて、だから、この議案書で言うと4ページのところ。第1条の使用許可施設にはトレーニングジムというのがまだ残っているので、多分副委員長が見ているのは、10ページとか11ページを見ているんじゃないですか。別表2のところは……。

○ 森 智広副委員長

そうか。私が見ていたのは第2条の別表2ですか。

○ 芳野正英委員

そうそう。第1条のところはまだトレーニングジムとして残っているので。

○ 日置記平委員長

とりあえず芳野委員から提出された案件についてのみで解釈してもらったらいいですね。

○ 豊田政典委員

条例の修正案はいいと思うんですけど、確認だけなんですけど、平成26年度予算には全く影響ないですか。歳入も含めて。

○ 日置記平委員長

予算への影響だそうです。

○ 藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

平成26年度につきましては、今までと同じような形で実施いたしますので、予算には影響がございません。

○ 日置記平委員長

いいですね。

○ 小川政人委員

もちろん僕が議案質疑でした意味がきちっとここに入っているという考えでよろしいですか。

○ 村田健康福祉部長

今回の修正案についてはそういうことであろうと思っています。

○ 日置記平委員長

皆さんいいですね。ああ、どうも。

○ 中森慎二委員

これは理事者側がつくるスタイルに近いと思うんですが、全議員がもう少しわかりやすいように、例えば第2条を全部削るといのはどういう意味なのかというのを僕は補足してもいいと思うんですよ。原案を修正しているのでも、より理解しやすいように追記してでも、正副委員長の中で少し調整しておいて、わかりやすい資料にして、あるいは添付資料をつけてもいいと思うので、そういうものにしてほしい。

○ 日置記平委員長

はい、そうしましょう。また同じような議論になるからね。そうしましょう。

○ 小川政人委員

例えば原案というよりも、もとの条例案ね。この最終成案でどう修正されたかというのがわかるような条文にしてもらおうと、どう変わったと。そういうのがわかりやすくつくってもらえたらありがたいな。

○ 日置記平委員長

ぜひそうお願いしたいと思います。部長、よろしいですか。

○ 中森慎二委員

本当は我々がつくらなあかんのやけれども。

○ 日置記平委員長

そうやな。我々がつくらなあかん。

○ 小川政人委員

僕の頭で考えよか、くるっと90度変わったりして。

○ 日置記平委員長

また余計わからんようになる。

理事者の皆さん、よろしいですね。少しお願いごとがありました、そのようにひとつ

資料、全体会でよろしく申し上げます。

(「これは全体会でやらへんで」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

ああ、そうか。ごめんなさい。修正案提案のときに、質疑があったときに、また。他の委員の皆さんがよくわかるようにという依頼がありましたので、その点だけよろしく申し上げます。

では、委員の皆さん、この修正案提案について、賛同いただけたものと理解してよろしいですか。

(異義なし)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。では、これでこの修正案につきましては決しました。

[以上の経過により、議案第181号 三重北勢健康増進センター条例の一部改正について(修正案)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

次が入れかえですね。ご苦労さまでした。入れかえてください。

議案第168号 平成26年度四日市市国民健康保険特別会計予算

議案第202号 平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○ 日置記平委員長

それでは、財政経営部の関係担当部局の方、おそろいですので、それでは健康福祉部の議案第168号、平成26年度四日市市国民健康保険特別会計予算、それから議案第202号、平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、財政経営部の関係部分が、委員会が終わりましたので、本日はご出席いただきました。財政経営部長、一言

あれば。なければそのまま入ります。

○ 倭財政経営部長

平成26年度の債権管理の取り組み等具体的に、それについてご意見をいただいたというふうなところでございまして、改めて資料のほう、説明させていただいてよろしいでしょうか。

○ 日置記平委員長

お願いします。

○ 倭財政経営部長

お手元のほうに財政経営部といたしまして、「債権管理の取り組み強化について」という資料を調製させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。私のほうから説明をさせていただきます。

1 ページ、まずごらんいただきたいと思います。かねてより決算常任委員会等でもいろいろご意見をいただいて、こちらといたしましても債権管理、滞納整理というふうなところについては全庁的に進めていくというふうなところで考えてございます。そういった中で、まず今後の平成26年度の取り組みというふうなところで、新たに配置します課長級職員の役割も含めまして考え方を整理させていただきました。

1 で今後の取り組み方針でございます。これまでも、そこにごございますように、滞納整理マニュアルの整備というふうなところも取り組みをさせていただいた。平成25年度におきましては、4月に債権管理の基本方針の策定というのととも、債権管理推進本部を設置させていただいて、全庁的に取り組みをさせていただいているというところがございます。このような中、平成25年11月、各所管課へのヒアリングというふうなところ、これは決算常任委員会のご意見も踏まえる中で、私自身でヒアリングをさせていただいたというところがございます。そのヒアリングの結果、これ、あつてはならないんですが、まず各所管課ごとに取り組み状況が違う、温度差があるというふうなところ。これは申しわけございませんけど、現実問題としてございます。

そういうところを含めて、まず平成26年度、こちらと、理事者サイドとしてさせていただきたいというふうなところは、各所管課における個々の債権の実態把握と課題整理を全

てさせていただきたいというふうなことで判断をさせていただいたというところです。

その中段にイメージ図をかかせていただきました。このイメージ、ちょっと設定不足でございますが、債権にはご存じのように、2ページの下のほうに参考にかかせていただいておりますが、債権は大きく三つに分かれます。強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権、この内容についてはこれまでもいろいろご議論いただいて、ご理解いただいているかと思っておりますけれども、1ページ戻っていただいて、このイメージ図でございますが、特に非強制徴収公債権と私債権、これはご承知のように、差し押さえ等の強制執行ができないというふうなところもありまして、実際なかなか整理が進んでないというところがございます。

そこでございますように、各債権の実態把握というところでございます。先ほども説明させていただきました個々の整理、個々の債権ごとに整理するというふうなところ。状況によってきめ細かく対応していくということが債権整理の基本になってくるというふうにご考えてございます。実態把握する中で、下の四つありますが、大きくこういう形での処理が必要になってまいります。

まず一番左側ですが、所管課で適切に対応する債権というところで、これについては実態調査する中で、相手さんともやりとり、納付相談等を行う中で、原課のほうで、分納制約とか、処理をしていくというふうなところがございます。これが一番あるべき、こういう形でさせていただきたいんですけれども。

あと、具体的に法なり、一定の処分という形をさせていただくのが右側三つになってまいります。債権の履行、期限の延長や徴収停止の措置というのがございます。この内容でございますけれども、例えば徴収停止というのはどういうものかというところですが、例えば法人等、事業を実際休止しているとか、債務者が行方不明というふうなところ、現実とれません。そういった中は、法的、これは地方自治法施行令第171条にございますけれども、徴収停止というふうなことが実際必要になってまいります。その後、徴収停止した後3年たちますと、状況が変わらなければ免除という形になるというところもございます。

それから、履行期限の延長。これは債務者の無資力と。要は債権を返済する財力がないと。こういうところについては、履行期限の延長と、こういう措置を本来とるというふうなところ。ここについては状況把握、そこまでやっていく必要があるというところでご考えております。

それから次、法的手段による強制執行等の実施ということです。これは具体的に申しますと、訴訟手続による対応ということになってまいります。2ページ、ちょっとごらんいただきたいんですけども、ここに参考のほう、下のほうに書かせていただいております。今も説明させていただきました、非強制徴収公債権、私債権、これにつきましてはその欄で裁判手続の要否というところがございしますが、強制徴収につきましては不要ということで、これは法的に認められておるというところがございしますが、非強制徴収公債権と私債権、これは自力執行権がない、差し押さえがないというふうなところで、裁判手続による債務名義を取得する、こういう手続が必要になってまいります。これは現実、例えば住宅の家賃なんかはこれまで立ち退き訴訟とかある程度やるというか、件数的には少ないですけど、これまで実施してございますが、ほかの債権では実施してございません。こういうところについて、こちらとしてやっぱりやっていく必要があるというふうな認識でございます。

参考を説明させていただきますと、そういう必要がある中で、滞納が発生して、どうしてもとる必要があるという場合は裁判所へ訴えをするという形。債権名義の取得ということになっていきますが、要は債務を確定する。その債務を確定した上で、裁判所で強制執行の申し立てをして執行していただく、こういう手続が必要になってまいります。

それと、一番下でございしますが、1点、ここでポイントになってくるのは財産調査というところです。強制徴収公債権につきましては、例えば収納推進課で銀行等にこの債務者に対して例えば口座があるかないか、そういう形での調査は認められてございますが、非強制徴収公債権、それから私債権については調査権というのはございません。だから、こちら辺についても、ここに書いてございますように、一定の手続を踏む中で財産開示手続、こういうこともございますし、なかなか財産調査というところが私債権とか強制徴収公債権の処理というふうなことが一つのポイントになってくるというふうなところでございます。

済みません。お戻りください。

そのイメージ図ですね。一番右側、債権の放棄でございします。これはどんなものかといいますと、例えば法人なんかで、既に解散しておるというふうなところ。こういうものについては債権を放棄させていただく必要がございます。当然これは議決案件ですので、議案として上程させていただいて、承認いただいた後に債権放棄というふうなところ。ここにございますような債権管理といいますと、当然各債権一つごとに、個々にそこら辺、状

況把握して、こちらで判断させていただく必要があるというふうなところでございます。この作業をまず平成26年度、着実にこちらとしては実施といいますか、取り組みをさせていただきたいというところでございます。

そういった中で、そのの矢印でございますが、これを全庁的に債権を実態把握してやっていく中で、まずその件数とか、それから状況にもよりますけれども、必要に応じまして、今後、組織化というふうなところも1点視野に入れて、あわせて検討していく必要があるというふうに考えてございます。

次に、2でございますが、新たに配置する課長級職員の役割というふうなところがございます。これについて、平成26年度から収納推進課に課長級職員の配置というふうなところで、今進めてございます。先ほど説明させていただきました非強制徴収公債権、並びに私債権、ここを含む税外債権を対象にやはり進めていくというふうなところで考えておりました。実際、課長級職員の役割といたしましては、全庁的な債権管理の実務的なマネジメントというふうなところで、要は旗振り役をこの職員に担わせたいという思いでございます。

2ページのほうに移らせていただいて、大きくどのような任務があるかというふうなところで整理させていただいてございますが、まず1点目が各債権の実態把握の進捗管理というふうなところでございます。これは先ほど説明させていただいたところ、まず、これは旗振り役という形で実証させていただくというところで、具体的なヒアリングとか、そこら辺をさせていただいて、内容について、例えば債権が放棄すべき債権なのかというところを処理させていただくというふうなところで考えております。

それから2件目といたしましては、債権の徴収督促というところでございます。滞納を減らす、未収金を減らすという中で、まず根本にあるのは現年度分の初期滞納が一番重要だというふうに認識してございます。どうしても滞納すると。それが積み重なることが額が大きくなって、収納が困難になるというのは現実そういう状況でございますので、各原課のほうの初期対応がまず基本にあるというふうな認識でございますので、そこら辺の取り組みの現地検査、要はチェックとか指導をやっていくというところ。

それから3といたしまして、これは本当に新たな取り組みになりますが、非強制徴収公債権と私債権の法的スキームの構築というところがございます。先ほど説明させていただきました。自力執行権がないというふうなところで、裁判的な訴訟という手続、これの具体的なスキームの構築というふうなところで考えてございます。先進的に取り組んでおる

市町につきましても、やはりここを重点的にやっておるといふところの市町も視察する中で、本市としてもまずこういったところを構築して、これを全庁的に取り組みを図っていきたいと思っています。

それから最後でございます。直接課長級職員ということではないんですが、決算常任委員会でも指摘されました、強制徴収公債権の一元化への強化というふうなところでございます。ここにつきましても税外収納推進系の体制、増員等、強化させていただいて、移管の件数についてもさらにといふふうなところで考えてございます。

いずれにいたしましても、この債権管理についてはこういう形で平成26年度どこまで結果として出せるかわかりませんが、こちらとしても着実に未収金を減らすというふうな取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 日置記平委員長

資料の説明は以上です。

○ 中森慎二委員

済みません。少し教えてください。資料の1ページの大きな2番の新たに配置する課長級職員の役割について代表質問でも答えてもらったところですが、この非強制徴収公債権及び私債権を含む税外債権を対象。税外債権というのは保育料とか国民健康保険料というこの意味でいいわけですね。

○ 倭財政経営部長

今言われたとおりでございます。税以外の全ての債権をここでマネジメントさせていただきたいと思っております。

○ 中森慎二委員

それで既に設立してもらっている債権管理推進本部は、現実的には部長級の会議体ですね。新たに配置する課長級職員さんが、全庁的に各原課の徴収担当している人たちと密に連携していくのに、各課の徴収しているところの推進担当みたいなものを指名して、その人たちと新たに配置する課長さんが連携していかないと、せっかく配置してもらっても、

手足がなくて1人だけいる話ではなかなかうまく旗振りにもならないと思うので、今言った、こういった取り組みをスムーズに着実に進めていくためにも、そういう各課、原課における推進担当というのを置くべきだと僕は思うんですが、そこら辺はどうなんですかね。人をふやすんじゃないで、現有の中で指名するという意味で僕はいいと思うんですけど。

○ 倭財政経営部長

債権管理推進本部会議の内容と、具体的な、この債権を進める中である意味課長級職員の手足として一体として動くような対応ができないかというふうなご指摘をいただきました。申しわけありません。あわせて説明させていただくべきことかもわかりません。確かに債権管理推進本部会議、今中森委員からご指摘ありましたように、本部としては組織的には各債権の関係部長がまず本部員という形での組織になってございます。その下に検討部会というふうなところで、これが各課長さんの集まりというふうなところで進めておるわけですが、今回、この課長級職員を先ほど説明させていただいたように配置して、個々の債権というふうなところのヒアリングなり、実態把握というふうなところを考えさせていただく中で、この組織につきましても若干見直しというふうなところで考えてございます。

今、現実動くというふうなところになりますのは、その下のほう、部長さんよりさらに下の検討部会のメンバーなんですけれども、今このメンバーとしては、特に未収金の多いところの課長さんというふうなところでの組織立てになっておるんですが、これをちょっと見直しをさせていただきたいというふうなことで、今調整を図ってございます。

各債権ですね。債権を通常持つておる、例えば未収金がなくても、いつ起こるかかわからないというところもございまして、そういった債権を通常持つておる各課に具体的にそこら辺の管理をしていく、例えば債権管理推進員というか、責任のある課長級なり、課長補佐級の職員を、各課に責任者を配置して、そこと課長級職員が連携する中で、確実に先ほど申しました各債権の実態把握から始めて、整理をしていきたいというふうなところで今考えております。

重複になりますけれども、推進員的な職員に課長級、課長補佐級、こういった職員を配置して、連携する中で今説明させていただいた内容を着実に実施させていただきたいというふうなところで今進めておるところでございます。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

ぜひお願いしたいと思います。その辺、イメージ図もまた入れてもらって、どういう形で新しい課長級職員さんが役割を果たしていくのかということと、庁内全庁的にどういうふうな仕組みになるのかということのを、少し絵面を出していただくとありがたいなと思って、あわせてお願いしておきたいと思います。

以上です。

○ 日置記平委員長

財政経営部長、よろしく頼みます。

この部分に関して、他に。

○ 豊田政典委員

この委員会の議論がどこまで伝わっているのか、話を聞いて大変不安だったんですけど、財政経営部、今説明いただいたところの中の所管課による現年度分の初期対応が重要であるためというようなところの一つの例として国民健康保険料の滞納整理ということで議論があったわけです。推進本部の体制であるとか、運営を修正してもらうのは大事なことであるけれども、そもそも国民健康保険の所管課の体制自体が余りにも手薄であったり、予算が少な過ぎるもので、いろいろなアプローチがある中でも、実際に出してもらったデータでは、今まで電話対応さえ1割しかできていない。新たな手法、外部のコールセンターを使っても、試行的だという理由はあるにしろ、1割しか予算がついてない。要するに、電話がつかないわけですよ。手つかずのまま、今までもやってきたし、今回の予算案もそうだ。

人員に無理があるのか、予算に無理があるのかというような話は決算のときから続いていまして、それだったら全庁的に、果たして決算のときの議会の意見というのはどこまで受けとめてもらったのか、大変怪しくなってきたので、さて、どうしようかという局面なわけですよ。

例えば国民健康保険に関して言えば、今回の予算案、事業案で目標をただした答えが29億円余りの滞納がある中のわずか1%であったり、過去の滞納分については0.1%しか収納率を上げないという答えだったので、もっと抜本的な体制なり、予算なり、人員の改革

が必要じゃないかという議論をしていたわけです。

そんな中で、今の説明でも、細かく言えばいろいろありますが、新しい課長級が所管課に対する、けつをたたくわけですね。協議しながら。それで果たして効果があるのかなと私は今思いましたし、一元管理であったり、移管件数増加といったって、そもそも所管課のほうで手つかずのやつを上げるわけにいかないだろうし、増加といったってどれだけ上がるのか、受けとめるほうの体制もあるだろうしね。どこまで数制的な本気度があるのかなというのが、今説明を聞いてもあんまりぴんと来ないんですけど。

○ 倭財政経営部長

今いろいろとご質問いただいて、全てお答えできるかどうかあれなんですけども、確かに決算常任委員会でいろいろご指摘をいただきました。例えば職員の人的なところもいただいたわけでございますけれども、あのときも一旦各課のほうでどういう形で取り組むかということもお見せさせていただきました。そういった中で、現状、取り組みを進めておるところでございますけれども、結局各課、確かに取り組みが先ほども温度差があるというふうなところ。国民健康保険についても予算的にというふうなところもございますけれども、今例えば、こちらとしてもいろいろ目標といいますか、取り組みでも各課にお願いしております。

内容といたしましては、単純に職員1人ふえたらどうなんだということも現実的なことではないと思うんですね。例えば保育料にいたしましても、一つの債権を処理するために職員1人を増員して、1年365日の業務量がどうかということもございます。電話催告にしても、一つ言うているんですが、例えばその課全員で月に1回日にちを決めてやるというのも一つの手法なんですね。だから、要は努力次第。それを各課でやっていただくのも、各部で皆さんで部長の指示のもと一括で、例えば毎月電話催告の日と決めてやっていただく、そういうこともできると思うんですわ。工夫次第で、まず自分のところの債権を整理するというふうなことはできると思います。

今回こういう形でさせていただいて、今豊田委員さんがおっしゃったように、どうしてもそこで限界があるとか、そういうところがあれば、例えば明確に収納推進課みたいにさわやかテレホンなんかを置いて、電話催告を任せてございますが、そういったところを配置してやるとか、そういうことも現実的には対応が必要になってくるかと思っておりますけれども、それにしても、原課がまずどこまで取り組んでおるかというふうなところの努力はひ

とつ必要だというふうにこちらとしては認識してございます。そういったところをやり切った上でどうしても進まないとか、なぜなんだというふうなところを明確にする中で、今言いましたような予算づけというふうなところも現実はやっていく必要があると考えてございます。

予算はつけた、結果出ないという、そんなことはあってはなりませんので、やはり実態、各部局、まず努力していただいた中で、結果を出す中で今後そこら辺については考えさせていただきたいというふうに思っております。確かに予算的には国民健康保険も少ないですし、新たに債権回収というところでは病院のほうがサービサー、債権回収会社のほうに業務を出すというふうなところもございます。決してそこら辺についてはこちらとしても必要なら予算的にはつけていくことは可能だと思います。サービサーにしても出来高払いという契約方法もございますし、それについてはこちらもこれまでも研究させていただいておりますので、あらゆる手法を検討させていただいて、形にして、債権管理の適正な管理というふうなところで進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

直接話題になった国民健康保険については、具体的な平成26年度からの変化としては、改善としては6万8000円の外部コールセンターを活用するであるとか、職員による電話回数をふやすとかいうレベルにとどまっているわけですよ。ここらについては。今の説明だと推進本部を強化することによって、村田健康福祉部長のところには任せきりじゃなくて、全庁的な把握をした上で1年かけて検証する。実態というか、業務の実態ですね。その上で1年たって、1年の中で不足な部分については新たな手法を考えていく。そんなふうなことを平成26年度から始めると。そんな理解でいいですか。

○ 倭財政経営部長

今豊田委員がおっしゃったのは基本でございますが、例えば平成26年度実態把握と説明させていただきましたけれども、できるところはさせていただきますので。例えば債権放棄というふうなところも、これは全庁的に確認する中で、議案として出すというふうなところも今各課のほうでお願いをやってございますので、当然実態を把握する中で必要なものについては対応させていただきますし、できるものについては平成26年度からできると

ころからまず実施させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

わかりましたが、感想としてはそれにしても平成26年度の予算案、事業案というのが余りにも改善度が低い。レベルが。ここの話でしょう。考えてみます。わかりました。

○ 中川雅晶委員

今ご説明いただいて、債権管理はまずは庁内体制をしっかりと構築して行って、基本方針を定めて、一元管理、それから、これもやっぱり台帳を整備していかなければなかなか難しいので、そういう（1）で各債権の実態把握とか、進捗管理体制をとということで。その後法的スキームとおっしゃっていましたが、さっき言ったように、裁判所に訴えを提起するにおいても議決案件でありますし、債権放棄にしても一定のルールづくりを必要とすると。その辺は各自治体を見ても、この辺の部分に債権管理条例で定めていくとかということが方向性としてはあるのかなと思いますので、そういうのを着実にやっていくということのご説明だったと思います。

最終的に実際に回収率を上げていくというのは、今言ったように効率を上げていくとなればサービスの活用であったりとかということも、先ほど部長がおっしゃったとおりでございますけど、サービスの活用といっても、順番を間違えて、手順を間違えてやると、回収すればいいやという形になってしまったりとか、また、大切な個人情報を扱うという業務で、非常にセンシティブな問題なので、順番を間違えると大変なことになると僕も思いますので、それはきちんと順番をしていただきたいと思いますし、あわせて債権管理のもう一つ、普通の一般企業であれば、今言ったようなスキームだけで走れば、僕はいいと思うんですけど、公はそうではないという部分が、今言ったような体制とか、債権管理条例とか、サービスの活用というのと同時に、そういう課題を抱えているところに早期発見をして、早期に対応して、場合によっては分納誓約等をしながら、寄り添いながら、時間はかかりますけれども、最終的には健全な納税者になっていただくというような部分もあわせもってやらなければならないというところが、僕は自治体の債権管理条例やと思いますので、単に回収率を上げるだけであれば、各部局、自分のところの回収だけ上げるようになってしまいますし、そうではなくて、全庁的に取り組むというのは1カ所だけの債

権ではなくて、かなりのパーセントで各部局にわたったりとか、私債権、強制徴収公債権、非強制徴収公債権と、またがって対象者がいるということも把握しながらやっていかなきゃいけないという部分があるので、その辺をやっていっていただくというようなことでお願いしたいし、その辺のお考え、倭部長のお考えを教えてくださいませんか。

○ 倭財政経営部長

今中川委員からご指摘いただいた点でございますが、先ほども説明させていただいたところでございますが、各債権の実態把握というところ、個々の債権について個別に状況が違うという中での実態把握というふうなことでご説明をさせていただいております。所管課で適宜対応する債権というところは、やはり納付相談等によって、例えば分納誓約というふうなところもあるかと思っておりますけれども、そういったところは配慮させていただきたいというふうに思っております。それは基本にはございます。

ただ、今回こういう形で、強化というふうなところでさせていただいたのは、やはり公平性という観点からすれば、悪質という言い方はどうかわかりませんが、納めていただくものは納めていただくというふうなところもございまして、体制を強化させていただいたところがございますけれども、基本的には実態を把握する中で、当然ご相談に乗るというところもございまして。そういったところで、例えば無資力とか、そういうところになりますと、先ほど説明させていただいたように徴収停止とか、適正な対応をさせていただくというふうなところを含めて、これまでも説明させていただいておりますが、債権ごとにメリハリをつけていく必要はあるというふうなところで考えてございます。

一番だめなのは手つかずの状態であるところがまずいと思っておりますので、そこら辺も考えながらご指摘いただいた点について配慮しながら、債権管理の取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

であるならば、やっぱり各債権の実態把握をかなり精度を上げていく。これも本当に時間がかかることですし、丁寧にやっていかなきゃいけないですし、さっきおっしゃったように、とれるところと、とれるというか、払える能力があるのに払わないところと、そうではないというところを、公平性となれば、その辺もある程度しっかりと部局横断の

ガイドラインを立てて、また議会にもわかるような形で進めていただかなきゃならないですし、ともすれば、本当に何をもって、どこの部分をもって、あるのに払わない方なのか、なかなか難しいのかということも実態、徴収しなきゃいけないですので、ただ単に法的に財産を調べたことによって、払えるでしょうというか、ひょっとしたら、それはまた実態は別かもしれないとか、いろいろなことが課題としてあると思いますので、とりあえず実態把握をする中で、本当に簡単なものはすぐ当たれば実態把握はできますし、なかなか当たっても難しい、レアなケースであったりとか、いろいろなケースが出てくるので、その辺は丁寧にやっていただくしかないと思うんですけども、ただ、先ほど僕が言いたかったのは、債権管理というのは、確かに数字も追わなきゃいけないですが、数字にあらわれてこない部分とか、将来的に市民に感謝というか、感謝される仕事なのか、恨まれる仕事なのかというのは北風と太陽で、どちらの戦略をとっていくかということもあると思うし、両方とらなきゃいけない部分もあるかもしれないですけど、北風ばかりびゅうびゅう吹かせると、最終的に、短期的には一時的には回収率が上がるかもしれないですけど、長期的に見たらどうなのかなということもあるので、ゆめゆめ丁寧にやっていただきたいというお願いです。

以上です。

○ 中森慎二委員

豊田委員がおっしゃっていただいたところの国民健康保険の平成26年度の徴収対策の新たな事業が6万8000円というテレホン作戦の予算がそれでいいのかということから始まった話なんだけれども、結局、100億円という市全体の債権額で見たら、菰野町の一般会計と同じですよ。改めてびっくりしたんですけど、菰野町の一般会計って100億円ちょっと。もちろん企業会計の出納閉鎖の時期がわからないけど、六十数億円になるのはそうなんですけど、こここのところの徴収に本当に財政経営部が中心となって、各原課との平成26年度の対応についての、例えば対応予算であったり、実施する中身であったりというのが十分に協議されていたのかなというのが非常に疑問だったということで改めて来てもらったこともあるわけですよ。

今改めて聞かせていただくと、倭部長が各所管課にヒアリングを実施したら、いろいろな取り組み状況に差があったと。そのことを一遍明らかにしていただいて、どういうところに対してはどういう問題点があったのかと。だとしたら、ヒアリングの結果に対して平

成26年度、少なくともそのことだけはどうしてほしいのかということがあっても僕はいいと思うし、そういうことでないと、なかなかここに出してもらったことが今までできてなかったという現状を踏まえる中での課題解決の一つの手法として出されてきたんだと思うんだけど、でも、このことができてないと、原課はどういうところが足りないのかというのを庁内ではっきりして、そのことを改めていただく努力はそれぞれの所管課でやっていただくというところからでないと、倭部長だけの情報管理ではないと思うのでね。そこははっきり言いにくいかも知れないけど、出してもらおうということも必要だと思うんですよ。その上で、このことを着実にやっていただくということだと思ひ、今後、この課長級の役割の部分で、平成26年度、このような予算状況ですけれども、平成27年度に向かってどうなのかとか、そういうところも所管課との調整役に十分働いていただいて、来年度の新たな予算措置の部分とか、そういうことを確実につかんでいただけるような、そんなものでないと意味がないと思うので、そこら辺のところ、ちょっとお考えがあったら、改めてお聞かせください。

○ 倭財政経営部長

今ご指摘いただいた点でございますけれども、問題点というふうなところになりますと、私ヒアリングさせていただく中で、状況を把握する中で一番感じたところは、手をこまねいているというところが現実、確認をしたと思ひてございます。一番端的な例を申しますと、例えば法人が倒産して登記から抹消されておるのにそのまま残っておるというふうな状況がございます。債権放棄となると、先ほど説明させていただいたように議決案件で議案で上げるというところもございしますので、なかなか出しづらいという、そういうところも各課はあろうかと思ひます。それをこまねいていると、それは当然、未収金で残りますよね。そんなことをして、また事務処理上、何かのときになると、事務処理上も問題があると。監査でも指摘されてございますけれども。そういったところを含めて、やはり個々の債権についてやっていく必要があるというふうなところで考えてございます。

今中森委員おっしゃったように、情報共有するというふうなところがございしますので、例えばそういうところの実態も先ほど申しました債権管理推進本部会議の中で具体的に出して、例を挙げる中でそういうものについて、こういったものについては債権放棄というふうな形で、具体的に出して議案として上げていくと。そういうところも進めさせていただいておるというところもございします。そういった取り組みをする中で、これを着実に進

めたいというふうなところでございます。

もう一点、予算的な措置というふうなところにつきましても、確かに今回、こちらとしても、私自身もこの債権については力を入れていく必要があるというふうな認識でございますけど、予算的には、確かに今国民健康保険の関係、それからあと病院というふうなところで、形としては少ないというか、見え方としてはどうなんだというところはお指摘いただいたところでございますけれども、結果としてこれをやる中でどういったものが必要になるかわかりません。わかりませんけれども、やはり進めていく中で必要なものについては今回の予算立ての基本にもございますけれども、これも本当に行革でございます。あるべき姿でございますので、それについて必要なものについては十分予算をつけて、実施していきたいというふうなことで思っております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

よろしく申し上げます。村田部長に改めてなんですが、ことし上がっている6万8000円というものについては現実計上されているのはそうなんだけれども、年度途中の補正も含めて、この対策について評価していくということも改めてご答弁を実績も踏まえながらですけれどもね。申し上げます。

○ 村田健康福祉部長

先日からいろいろご指摘をいただいています。コールセンターにつきましても、他市での取り組みというのももう少し状況把握をすることと、本市でやった結果というのもきちんと踏まえていきたいと思っています。その上で既決予算の中では難しいというふうに思っていますので、そのときにまた補正予算とかそういう形でご相談に乗っていただければというふうに思っています。ほかにまた地道な取り組みばかり今回挙げていますので、その辺申しわけないんですけれども、全課挙げての取り組みといったことも含めてひとつ考えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 小川政人委員

督促という部分でいけば、国民健康保険はきちっと督促しとるなというふうに思っとるんやけど、僕は議会事務局から議員報酬から引き去ってくれと頼んどるわけやけども、

時々議会事務局が忘れると、さっとすぐに督促状が来るでさ、迅速にやってくれとるなと思つとるもので、よう頑張つとるなと思つているけども。さっと来るでさ、これ、何やろか。給料、報酬からちゃんと引かれとるのになと思つながら、しとると、そのぐらい一生懸命やってくれとると思つとるけど、あと次の矢をどうやってやるか。督促状を出した後、とれない部分をどうやって払ってもらふようにするかというのは大事な事かなと思つたもので、そこの面倒くさいけど、電話なり、きちっと。効果的な電話をしやんと。かけ方も。そこはまた考えて、どの時間帯が一番おるのか、おらんのかとかいうことも考えて。まあ、頑張ってください。

○ 日置記平委員長

委員の皆さん、倭財政経営部長と村田健康福祉部長の決意表明をもって質疑を終わりたいと思いますが、よろしいか。

(なし)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。では、討論はありますか。

(なし)

○ 日置記平委員長

では、本件の分科会での採決を行います。議案第168号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計予算、議案第202号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

異議なしと認めます。議案第168号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計予算、議

案第202号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては可決いたしました。ご苦労さんでございました。

〔以上の経過により、議案第168号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計予算、議案第202号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 日置記平委員長

休憩に入ります。再開は5分といたします。

10：54 休憩

11：05 再開

○ 日置記平委員長

じゃ、再開いたします。

まず昨日の資料の請求がありましたので、その資料の説明のほうから始めます。

○ 城田教育総務課長

教育総務課、城田でございます。それでは、本日お配りさせていただきました資料ナンバー3のほうをごらんいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。1ページから順にご説明をさせていただきたいと存じます。

まず1ページでございますが、スクールシャトルバス対象地域の徒歩通学の訓練についてということで、昨日芳野委員のほうからご請求いただきました教育委員会の考え方をまとめたものでございます。

訓練の目的につきましては、新しい学校の環境に対して児童がある程度適応いたしまして、安定した学校生活を送れるようになる2学期以降を目途に徒歩通学に向けた取り組みを始めたいというふうに考えてございます。

また一方で、バス通学の検証及び徒歩通学に向けた取り組みにつきましては、当該地域の保護者、学校、教育委員会の三者によりまして協議を行いまして、通学方法の段階的な

移行に向けての調整を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

徒歩通学の訓練の対象地域と児童数でございますが、対象地域といたしましては大井の川、海山道、宮東一丁目・二丁目、ここでの児童数としては30名程度というふうなところでございます。

通学路の案と時期でございますが、案といたしましては、大井の川、海山道、宮東から馳出を通りまして、塩浜本町、それと追分石原線のトンネル、いわゆる隧道を通りまして、塩浜小学校のほうへというのがベースといたしまして検討させていただくということで、これを2学期以降にやらせていただきたいということで、ただ、こちらにつきましては保護者との協議の上、そういったことを実施させていただくということでその辺もご了解をいただきたいと存じます。

続きまして2ページでございます。こちらにつきましては塩浜街道街路樹改良（案）についてというところでございますが、こちらの資料は2ページから9ページになっておりまして、都市整備部から塩浜地区連合自治会のほうへ昨年12月26日に案として出された資料でございます。2ページの大まかな概略といたしましては、塩浜街道の交差点部分の約5m離れた、5m以内のところには樹木を植えない。樹木を撤去するというふうな案が地元へ示されたというところでございます。それが概略図でございます。2ページでございます。

3ページには断面図の考え方が示されてございます。

4ページから9ページにつきましてはの図面は、北から順に塩浜街道に設置されてございます街路樹の樹種とその設置位置を示したものでございます。細かくて大変申しわけございませんが、緑の丸がイチョウで、青の二重丸がプラタナス、あとそういったことでの表示がされているというところでございます。ちょっと細かくて恐縮でございます。北から順に塩浜街道に設置されておる樹木の位置図というところでございます。

続きまして10ページをごらんください。こちらは2月21日でございますが、塩浜地区連合自治会長のほうから都市整備部長のほうへ出されました文書でございます。先ほど都市整備部から地元のほうへ示された案につきましてはの回答というところございまして、地元のほうからはプラタナスとか、イチョウ、それとかれんがづくりの花壇などにつきましては一旦撤去してください、こういった要望でございます。そして、都市整備部のほうから交差点、5mというふうなことでの案の提示がございましたが、地元からはおおむね10mの樹木の撤去、こういったお話をいただいたというところでございます。10m以上離れ

た場所につきましては、低木を15mごとに設置してはどうか、こういったお考えをご提出いただいているというところでございます。

11ページ、12ページにつきましては都市整備部と地元のこれまでの協議の過程をまとめたものでございます。

13ページにつきましては、先ほどの連合自治会の総意をまとめるための自治会長会議の概略でございます。

14ページにつきましては、参考資料といたしまして、市内の他の場所の樹木の写真を付けさせていただいているところでございます。

15、16ページにつきましては、都市整備部が地元のほうへ12月26日に案として示した中の先ほどご説明申し上げました資料が再度地元からその回答に添付されたものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 畠山教育委員会理事兼教育施設課長

引き続き17ページをごらんください。昨日ご質問いただきました小学校、中学校におけます電気の使用量でございます。小学校につきましては40校。平成24年度の資料ですので、40校になります。全体で376万1557kw使っていると。金額にして8400万円というところでございます。小学校につきましては1校当たりいたしますと、大体9万4000kwh、そして200万円程度の料金となっております。中学校につきましても同じように、1校当たり直しますと、11万9805kwhというようなところがございます。昨日お示ししました空調設備を全て入れますと、たしか1校当たり小学校で3万4900kwhということですので、今の電気代の3割ぐらいを押し上げるんじゃないかというふうに考えております。中学校についても同じような状況かと思っております。

18ページでございます。昨日、補助金の上限額は幾らなんだ、どういった補助なんだということをご質問いただきました。学校への空調施設整備における国庫補助といたしまして、学校施設環境改善交付金というメニューがございます。事業名といたしましては、大規模改造の空調というところがございます。対象といたしましては、子供とか、教職員が使う部屋というところがございます。算定割合としましては、補助基準対象額の3分の1ということで、これにつきましては財政力指数が1を超える場合は7分の2軽減されるということでございます。1校当たりの下限額といたしましては400万円、上限額としては

2億円というところでございます。

一方、この補助に当たりまして、1㎡当たり文部科学省ではどれくらいの基準単価を持っているかというところでございます。つきましては1万8700円㎡当たりというところでございます。これを67.5㎡、普通教室に掛けますと、126万円ということで、お示ししている250万円に比べると、半額程度の補助基準対象というところでございます。

特別教室につきましては約189万円が補助基準対象、270万円に対して189万円といったところでございます。

20ページをおあげください。昨日、既存の学校において空調機に対してどのような対応をしているのか。また、エコスクールとしてどのような対応をしているのかというようなご質問をいただいたところでございます。

21ページをあけていただきますと、富田中学校の事例でございしますが、この図面中央部にあるところが今回改築を行っているところでございます。図面でお示しのように、建物の向きが東を向いているというようなところで、普通の校舎、既存校舎はほとんど南向きなんですけれども、学校敷地の有効利用という観点からこういったことになったところでございます。

22ページをおあげください。図面右端、昨日、空調設置を想定した改築というところで、一番右側、屋上部分の図面でございますが、こういった屋外機置き場等を設定しているところでございます。

加えまして、そういった冷房配管等々の経路を確保しているところでございます。

続きまして、23ページをおあげください。先ほどありましたように、東側を向いて建物が建っているということから、その日射が、特に太陽光の低い夕方とか、朝に教室にいきなり差し込むというような事例がございします。これにつきましては、羽津中学校でも課題になっているということを聞いております。こういったことから、この校舎の新築に当たりまして、図面右上にございます黒い線のようにバルコニー部分にルーバーを設けて、ひさしと同じように日射を遮るような形をとっております。

続きまして、24ページをおあげください。先日もご説明申し上げました学校における通風の確保ということで、左図に平面図を例に挙げておりますが、普通教室、CR1とか2とか3とか書いてあるのが普通教室ですけれども、普通教室については廊下側、そしてまた運動場側と申しますか、その部分が必ず風が通り抜けるような配置をして、便所等については階段室の前に置くというような形をとっているところでございます。

一方、一番下の右図を見ていただきますと、こういった階段室を利用して、階段室の最上階部に窓を設けて、ここではソーラーチムニーというような言葉で書いてありますが、こういう煙突効果を確保して、なるべく学校の中の空気を外へ押し出す、引っ張り出すというようなところでございます。

続きまして、25ページをおあげください。断熱についてでございます。屋根伏図、黄土色に塗ってある部分が防水機能に加えて断熱効果を持つような、断熱層を持った防水をしております。こういったことによりまして最上階が特に熱いというような課題を少しでも解消していく。そしてまた、空調機設置時には最上階においても良好に空調がきくというようところでございます。一方、特に日射がきつい妻側については断熱を入れているところでございます。

続きまして、26ページをおあげください。この図面、平面図を見ていただきますと、このバルコニーの効果でございます。春分、秋分の折には、太陽光の低い折には直接太陽の光が教室に入ることから、8時の時点ではこのルーバーにそれが遮られて、教室には多く光が入らないというようところをねらったところでございます。一方、右図、断面図を見ますと、特に太陽光の高い夏場については、このバルコニーを少し幅広に設けて、教室内に直接日射が入らないということから、少しでも快適な環境を目指しているところでございます。これらに加えまして、学校におきましては例えばグリーンカーテンの取り組みとかいう形で、空調施設整備に至らない場面におきましても、よりよい学習環境の改善というところで努めているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○ 日置記平委員長

資料の説明は終わりました。

ご質疑ありましたらどうぞ。

○ 小川政人委員

一つだけ風のことにはあるんですけども、地熱を利用するという考え方はまだ金がかかり過ぎるのかどうか知らんけども、そういう部分のことも考えると、もっといいあれになるかなと思うんやけど、やっぱり夏は涼しくて、それから冬は暖かいというものもあるんやから、そこの利用も、費用対効果の問題やろうけど、一度検討しておいてください。

○ 森 智広副委員長

この追加資料、ちょっとずれるかもわからないですけども、想定100日を予定されていますやんか。夏と冬ももちろん使われると思うんですけど、基準とかというのは設けているんですか。

○ 畠山教育委員会理事兼教育施設課長

基準と申しますか、夏休みを除いて、夏で想定される数を拾うと。そしてまた、冬、冬季で拾っております。空調をつけましても、当然ながら冷房、暖房、ききます。その中で、冬のほうが稼働時間は長いのではないかというふうに考えております。

○ 森 智広副委員長

年間250日。休みが入るので200日ぐらいですか。200日弱ですか。半分ぐらいになるんですか。

○ 畠山教育委員会理事兼教育施設課長

ランニングコストの算定におきましては、空調設備の稼働日数を100日として、1日当たり6時間という想定のもと、計算しております。

○ 森 智広副委員長

ですから、半分ぐらいですね。学校に通う日の半分ぐらいを使うと。

○ 畠山教育委員会理事兼教育施設課長

学校、200日というところがございますので、つければ半分ぐらいが対象になっていくということがございます。

○ 日置記平委員長

他にありませんか。

○ 芳野正英委員

いただいた資料の1ページのほうはありがとうございました。徒歩通学訓練についてということで、これは2学期以降に徒歩訓練を開催していくということで、1学期中は、それを保護者の方と協議を始めるということでよろしいですか。

○ 城田教育総務課長

先ほどもご説明申し上げましたが、新しい学校というふうなことでございますので、子供たちがそこで順応して、生活になれた状況でやらせていただきたいなというふうなことが一番だと考えておりますので、2学期というふうな設定をさせていただいているということでご理解いただきたいと存じます。

○ 芳野正英委員

それはもちろんわかるんですけど、保護者の皆さんとの徒歩訓練に向けての協議は1学期から始めるんですかという。

○ 城田教育総務課長

はい。そのように取り組んでまいりたいと存じます。

○ 芳野正英委員

もう一点、ちょっと別ですけど、富田中学校のこれ、予算と関係ないんですけど、ちょっと聞きたいんですけど、ルーバーは移動はなくて、このままの角度で変わらないということですか。

○ 畠山教育委員会理事兼教育施設課長

ルーバーについては固定式でございます。

○ 中森慎二委員

塩浜小学校の塩浜街道の歩道整備に係る地元の部分としてもいただいたんですが、13ページと10ページというのは、日付は2月4日と2月21日なので、(案)と書いてあって、案が成文になったということなんですかね。

○ 城田教育総務課長

ご指摘のとおり、13ページのほうが自治会長会議で議論されたときの意見集約の案ということで、それをもとに連自治会長会議で決定されたのが10ページだというふうに聞いておるところでございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、2月21日の塩浜地区連自治会の合意を受けて、行政がまとめたのが2ページということですか。

○ 城田教育総務課長

ちょっと説明不足で恐縮でございます。2ページが12月26日に地元のほうへ提示された、塩浜地区連自治会長会議の役員会に提出された資料ということで、これで地元のほうで協議がなされまして、先ほどの10ページの地元からのご意見を頂戴したと、こういうふうな流れでございます。説明不足で申しわけございません。

○ 中森慎二委員

そうすると、結論的に12月26日に地元へ提案した2ページの資料が2月21日の地元の合意を受けてどう変わったんですか。このままでよかったんですか。

○ 城田教育総務課長

一つの例を挙げますと、都市整備部のほうからは交差点から5mの街路樹を撤去してはどうですかというふうな提案がなされたというふうなところでございますが、地元のご意向といたしましては10mぐらいを撤去してくれないかと。そういうふうなことでのご要望を頂戴したというふうに思われます。

○ 中森慎二委員

だから、市から12月26日、地元へ提案して、提案を受け、地元から2月21日、返ってきて、今四日市市教育委員会として塩浜街道の歩道整備について県に調整に当たるためのベースとなるものは、原案はどれなんですか。まだ合意に至っていないということですか。市は市の思いがあるし、地元は地元の思いが出てきているので、地元との調整もまだ必要

だというレベルなんですか。そこのところ、よくわからないんですよ。だから、つけてもらったものは、今の時点で塩浜地区連合自治会と教育委員会との間で合意を得たものがあるんならそれをちゃんと示してもらわないかんし、それがまだすれ違いの状態になっているのかというのがよくわからないんですよ。

○ 城田教育総務課長

済みません。都市整備部と地元のほうというふうな形ですれ違いというか、そこがあるというふうな部分もございまして、私どものほうとも、そういった通学路としての視点で、また協議、要望をさせていただくというふうな状況下というふうなところでございますので、検討というか、それぞれの機関で調整をさせていただくと、こういうふうな状況でございまして。

○ 中森慎二委員

都市整備部、都市整備部という話だけど、通学路としての位置づけなんだから、教育委員会として庁内でアドバイスをいただいたり、調整の関係をご指導いただくのを都市整備部と教育委員会でやるのは、それはいいけれど、あくまで地元と教育委員会の話でしょう。通学路でしょう。地元要望の話じゃないんでしょう。そこのところをはっきりしとかないかと僕は思いますよ。その上で、今調整をしなくてはならないところは何なのかということをお明らかにちゃんとしておかないと、5mだったり、10mだったりというところがはっきりしないことには県の建設事務所にも話をしにいけないわけでしょう。だから、現状としてどういう位置にあるのかということをおいてもらわないと、12月26日に地元へ渡しました。ことし2月21日、地元から返ってきました。子供の使いみたいな指導じゃなくて、それを受けて今どうなっているのかということをお示ししてもらわないと、我々としてはわからんわけですよ、それは。それが教育委員会として、塩浜街道の場合、路地というものの位置づけに対しての考え方を議会にもちゃんと示してもらって、それは都市整備部のアドバイスをもらえばいい。それはそれとしてですよ。でなければ、それにおいて通学路というのはどう対応していくかというのが、そこで初めて明らかになるわけじゃないですか。市が提案したものと地元と全く同じなら同じで、それでこういうことなんでしょうと理解するけれど、今の話でいけば、すれ違いの部分もあつたりするのであれば、何が違うのかということをお示ししてもらわないかんと違うの、それは。

○ 日置記平委員長

教育長、これ。

○ 畠山教育委員会理事兼教育施設課長

地元は始まりが、全てを撤去というところから始まっています。我々は、通学路の安全ということで、都市整備部のご指導もいただきながら、2ページにございますように、交差点のR部分から5mというところの提案でございます。その中で、緑と安全の調和の部分がどうかというところで、現在、都市整備部のほうでもその観点で再考しているところと考えております。

我々、先日も県の建設事務所にもお邪魔しまして、昨日もお話したように、どなたさんも、皆さんが合意できているような、まとまった案でやるべきだというスタンスでございますので、一日も早く地元、そしてまた我々教育委員会の通学路の観点をすり合わせて、結論といいますか、整備の基準にたどりつきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○ 中森慎二委員

それは理解したいんだけど、例えばきょうの資料の2ページの前に、教育委員会の持っている塩浜街道歩道の樹木の整備についての考え方、地元から回答したもの、それが結果として、今どこに差異があるのかというのを明らかにしたものにまとめて、これをどう調整するのかという課題が残っている。これをいつまでに調整するというような方向性のものを示してもらわなければならないかなと私は思うんですよ。出しっ放しの資料だけつけていい話なら、この委員会で聞く意味ないじゃないですか。だから、地元の回答も受けて、どういうふうなところに差異があって、これをどう埋めていくのか。それが市全域的な歩道の樹木のありようと照らし合わせたときにどうなのかという判断も含めて、教育民生常任委員会としても、我々としても、その助言をしていく部分であると思うんだけどさ。結局、地元の意向が全て合理性があることだとは僕は思えないところもあるわけですよ。そのところ、常識的な範疇の中で、やっぱり修正してもらうことは、理解してもらうところは私はあると思うので……。くどいようですが、これは土木要望ではないのでね。通学路の安全確保のための歩道整備という位置づけなわけですから。そのところ、教育委員会と

しての立ち位置、ちゃんと持ってもらわないといかんし、技術的なことはアドバイスを都市整備部からもらうということは、それはそれで僕はいいと思うので、そこをなくせなんというつもりは全くないんだけど、その整理はちゃんとしてもらわないかんわけじゃないかな。冒頭申し上げたところは。

○ 日置記平委員長

教育長、ここのところの部分については、言明できるところがまだないのかなという心配もありますが、都市整備部長とのすり合わせ等々含めて、そこに県が入ってきますけど、確固たる方針を早く出してあげることが大事かなというふうに思いますので、頼みます。

○ 小川政人委員

合意形成を待ったたら時間がかかるばかりやんか。5 mから先やればええやないか。10mから先やったら手戻りになる可能性もあるもので、5 mから先やって、それで安全か、安心でないかやって、そしてまだ足らなかつたら、10m、地元の考え。待ったたらできへんで。だから、5 mから先やってさ、通学して。それともう一つ、きちっとせなあかんのは、年内にやれさ。県費が足るのか足らんのか、12ページ見とると、県は予算はあるみたいなこと言うところけど、2000万円でできるかのかどうか知らんけども、なかつたら市費も通学路の安全ということで使ってやったらええやん。決断次第やん。地元は統合で決断したんやからさ。それはあとは教育委員会がきちっとやらなあかんわ。

○ 田代教育長

5 m、10mの話は、私も、今小川委員、言っていた考えた考え方は基本的にはそういうふうなことで、うちとしては教育委員会としては最低5 mはキープしてくださいというふうなことで言っているわけですね。向こうが、地元とか、そういうのが10mと。しかし、言われますように、早くやっていただくというのが今回の要諦でございますので、5 mでやって手戻りがないように。そのときに幾らかかる。そしていつまでにやる。これを先方に早急に話を持っていくと。ただ、これについては手戻りがないようにということがございますので、都市整備部、県、それから地元、うちということも一緒になってこれを協議を早急に詰める。そしてやっていくということで考えております。よろしく申し上げます。

○ 小川政人委員

それでやってあかんと思ったらまた地元の要望を聞いてということで、柔軟な姿勢で、1回決めたら変わらぬということじゃなくて、柔軟な対応をしながら、まずはやっていくということが一番大事や思うのでさ。そこを。

○ 中森慎二委員

僕がお願いしたことはしてくれるんですか。例えばプラタナスはどうするんだと。イチヨウの木はどうするの。低木はどうするの。今の5m、10mの話で、そういうところが教育委員会が思っている整備方法と地元から出てきた回答とが違うところがあるならそれは明らかにして、それをどう埋めるかということも含めて、ちゃんとまとめるべきじゃないかと僕は言っているわけですよ。それはやってくれるんですか。

○ 田代教育長

当然、うちもそうですけど、都市整備部と一緒にあって、この図面もあるのをどうするかということを中心にきちっと整理させていただくことになります。それを急ぐということですね。

○ 中森慎二委員

そうでないと、問題点が明らかになってこないじゃないですか。それでも先行的にやるべきだという判断が議会の、教育民生常任委員会も含めて、あるんなら、小川委員がおっしゃるような分も含めて議論していかなあかんと思うしね。地元のおっしゃっていることの合理性というものが全市的な歩道整備と照らし合わせたときに、例えば余りにも突出し過ぎているようなものであれば、実際問題、せんならんかもわからないし、そこはちょっと明らかにして資料をつくって対比できるようにするということが大事やということをお願いしているんで、お願いします。

○ 日置記平委員長

ちょっとさっき僕が申し上げたように、地元というのが皆さんの頭の中に一つの固定概念としてあるところが悩みの種であろうと思うんです。しかし、やっぱり確固たる正しい路線は引いて、説得すべきは説得しなきゃいけないというところへ行くんじゃないですか。

○ 豊田政典委員

12ページが一番上を読んでいると、平成25年5月10日案でやる限り予算措置は必要なしとなっているんですよ。三重県の見解として。だから、その内容について都市整備部から異論が出たんでしょうけど、きのうの話だと予算がどうのこうのと言っていたけど、予算は必要ないと書いてあるんだから。要するに、さっきから言っているように、教育委員会がリーダーシップをとって、緑の保全から地元の意向からまとめ上げたらすぐできるじゃないですか。ということも含めて、ちゃんとリーダーシップをとってください。

以上。

○ 山本里香委員

基本的に巻き込みの心配でということを出ているんだと思うんですが、七、八年前に国道1号線、23号線で卒業式前日の高校生が巻き込みで亡くなって、あそこの樹木とか整備がされましたけれども、基本的に今新しくなってありますけれども、基本的に何mという基準とか、もちろん想定外のことは起こるかもしれないんですけど、こういったときに巻き込み防止のために街路を整備するときに、どれだけ控えるという基準とかそういうのというのはないんですかね。

○ 畠山教育委員会理事兼教育施設課長

都市整備部の道路のほうも管轄しておりますので、そういう観点から言って、この2ページでございますように、このR部から5mとかという形で判断されたらと、そういうことでございます。

○ 山本里香委員

だから、1段構え、2段構えということになっても、そこだということだと思えますけど、基準というか、順当なというところがそこにあるということは理論的に押さえなくちゃいけないと思います。

○ 日置記平委員長

そろそろ閉じてよろしいか、質疑。資料の部分じゃないでしょう。全部。あなた、きの

うあるとおっしゃったね。どうぞ。

○ 山本里香委員

済みません。10分以内にします。済みません。削って、削って。資料をいただきましたメンタルヘルス、教職員の方々のメンタルヘルスのいろいろなことが対応としてされているかということです。いただきました。91から93ページ。実質的に手だてがされていて、ただ、現在でも心を患う、もう一つ、メンタルだけじゃなくて、現職で休止される方も、三四地区ではないのかな、四日市ではないのかどうかわかりませんが、教職員の皆さんの中で、これは庁内の一般の職員の方の中もそういうことがあるかもしれませんけれども、心筋梗塞とか、採点してて、30分して、学校で亡くなられたという方も、他の校種ではあったりして、それがストレス性のものも、労災まではいかないんだけど、あるんじゃないかという微妙なところで問題になっていますが、こういった研修が、どの程度参加が、これは校長先生対象とか管理職対象とか、いろいろ相談窓口でということになっているんですけども、功を奏していったらいいと思うんですけども、実態として、一つの質問は、ここには出てないけど、現職死の方が、いろいろな現職死がありますよ。もともと持病がある方もあるかもわかりませんが、そういった中であるのかどうか。

それから、このメンタル研修などが十分に作用していると。どのような実態があるのかという、つかんでみえるところ。

それともう一つ、休養室などの整備は各学校でどのように進んでいるのか。3点について。休養室は一応男女別、横になれるということが、これは法に縛られている範囲と、小中学校が縛られていない部分があるかもしれませんが、そういうことがこれから今後必要だというふうに思いますので、現状をお知らせください。

○ 石黒学校教育課長

急死といいますか、現職死ということなんですが、本年度はございませんでした。たしか今手元に資料がないんですが、一昨年度に2名ありました。そして、もっと以前ですと、校長が年度内に現職で亡くなるということもありました。それぞれ委員がご指摘いただいたようにストレスとの関連もあるんじゃないかというようなことは、話としては出ていたというようなことは思います。ただ、実際にはそういったストレスが原因というよりは、明確に病名がついた病気でしたので、直接的な関連は余りないかなというふうに思います。

研修会等への参加とか、関心の高まりということなんですけれども、現実的に申しますと、研修会の中では、教頭、校長の研修会は強制的な研修になっておりまして、これらについては効果があるものと思いますし、私も実際に参加させていただきましたが、改めてこのことの大事さというのを認識する機会になっていると思います。なおかつ研修会に出る、出ないということよりも、校長、教頭が、我々、4月に呼びかけると申しましたけれども、学校をしっかりと整備する中で、学校の中で皆さん、それぞれの職員が見合いといえますか、それぞれがつながりを持って、一緒に仕事をしていくということが何よりも大事なんだということ認識して、今学校のほうでは取り組みを進めていると、そのように考えております。

○ 山本里香委員

休養室。

○ 畠山教育委員会理事兼教育施設課長

休養室につきましては、学校からの要望もいただいています。それで、既に設けられている学校もございますし、例えば間仕切りをして、そのスペースの確保が必要であれば、申し出て下さいというような形で進めているところでございます。

○ 山本里香委員

審査には関係しませんけど、実態の一覧を見せていただいて、教室も余ってきますので、休養室の整備も簡単にできる部分があると思うので、整えていっていただきたいと思います。それと、管理職の方が本当に学校の中で実態を把握して、忙しい中で自分自身が相談対応の相談窓口で連絡するということがなかなかしにくい、気分的にというような実態がありますので、前から出ています校医さん、校医さんを確保している。これは子供たちと教職員の労働実態のことも含めていろいろなことをお願いできるわけですから、またそのようなことの中でも相談しやすいような状況をつくっていただきたいと思います。

二つ目は、就学援助のことについては、予算書の中に金額が示されております。いろいろ細かいことはありますけれども、実は就学援助の基準について、以前生活保護の扶助費の基準と、それが下がっていくものですから、それについて、現実的な対応はどうかということのときに、今までと遜色のないように。今柔軟に対応していただいているのは

わかっているんですが、そのことについても考えをさせていただいているのではないかと。
平成26年度、どのように進められますか。

○ 石黒学校教育課長

ご指摘のように、生活保護の基準が下げられるということで、実質的には0.954に下げられる。1だったのが0.954ぐらいになるということで、それですと、1.1の基準のままですと、実質的に下がってしまうということが問題になって考えておりました。結果的に申し上げますと、基準を1.2に引き上げるということで対応していくのがいいんじゃないかということで考えております。結果的に言いますと、1.1から1.2に引き上げることで、落ちた分をカバーするだけじゃなくて、実質的に少し引き上げることになるというふうに考えております。

○ 山本里香委員

そうしますと、平成26年度のお知らせから基準のところにはそのように明記をされ、あとプラス柔軟な対応で、今までは1.3の場合もあったよということは聞いているんですけども、柔軟な対応もそれに加味していただくという確認でよろしいですか。

○ 石黒学校教育課長

そのように進めさせていただきたいと考えております。

○ 山本里香委員

最後の質問です。30人学級の問題で、実質的に30人学級が、教室などの関係で中1のところできていないところもあるというふうなことが問題にもなっていましたけれども、マンモス校というか、大きい人数の学校だというふうに確認するんですが、大きい人数の学校で、30人学級が25人下限を撤廃してできないということは、38とか37人という要素ではなくて、現実的にそこで起こっているのは31、32人とかそういう形なのでしょうか。今現実的にできてないところの学校のクラスの人数についてちょっと確認を……。現実そうですよね。数的に割っていくと。クラス数で。

○ 葛西教育監

学校によって4校ありまして、4校の中で一つ分下がっているところもありますし、一つ分できているところもありますし、二つ分できてないところがございます。二つ分できてないところにつきましては37、38人という、そういうふうな数字になってきます。

○ 山本里香委員

確認します。一つ分できてないというところだと、確かに割り算して、計算上、37、38人はいかないなという認識でしたけど、二つ分できてないという現実があるということのを改めて認識しました。これまで応酬があった中で、単年度的なものなのか、長期的なものなのかということで対応がというふうな話になっていますけれども、特別教室などの利用も本来十分進めていただいていると思いますけど、本来はきちんとしていただきたいと思っております。

終わります。

○ 豊田政典委員

朝鮮学校補助金ですが、いろいろと資料をいただきましたが、20ページを見ながら、二つ聞きたいですけど、20ページの四つある中の上から二つ目、前から言っているように、事務手続上の問題です。交付基準というのがあるって、それを満たすように各補助金はきちんと改善していこうということをずっとやっているはずですけども、今さら何を言っているんだというのがこの指摘への対応の部分で、教育委員会は何をやっているんだと僕は思うわけです。これに限らず。

補助率2分の1というのはあのときに一つの例として言ったけれども、いろいろあるわけです。わかっているでしょう。知っているんでしょう。この補助金に戻ると、19ページに補助要綱を見直すということで、用途を明確にした。だから、補助ですから、補助申請者がこういう事業をやりたいというのがあって、それに対して2分の1以下で補助金を出すというのがルールなので、きちんとルールに従うように速やかに改善していってもらうという決意をまず聞かないといけないなと思うんです。項目がですよ、終期であるとか、いろいろあります。補助基準14項目。改善に向けて努力するんだということを明言してください。

○ 城田教育総務課長

今ご指摘の補助率の件でございますが、そこにも記載させていただきましたように、今取り組んでおるところでございます。ご指摘のとおり、今では遅いではないかというふうなことで、大変申しわけございません。実際朝鮮学校のほうには、私ども出向きまして、財政当局が示しております補助金の考え方、その辺も十二分にご説明は今させていただいております。ですから、仮に予算をいただいた場合には、そういった考え方にのっとった補助金の執行をお願いしておるということで、そういった方向できちんと今までどおりに執行していただくように要請、指導させていただきたいというふうに考えております。また、ほかの私学につきましても同様にそういった考え方をきちんと周知させていただいて、その考え方に沿った取り扱いにさせていただくようお願いしていきたいと考えているところでございます。

○ 豊田政典委員

もう一つは、その下の学校側との協議の話です。昨年、1年前以降、学校側と協議を行っているということですから、と書いてあるけど、もう少し具体的に説得力ある説明をいただきたいなと思って。どんな形で、どんな協議をしたのかとか、授業を見たのかとか、そんな話です。

○ 城田教育総務課長

朝鮮学校の状況ということでよろしいでしょうか。まず、昨年10月6日だったと思いますが、一般公開の授業がございまして、そこへ私ども職員が出向きまして、授業参観をさせていただいて、関係者、校長先生とかいろいろ懇談というか、お話をさせていただきました。それとか、今も先ほども申し上げましたように、補助金の考え方を私どもお邪魔いたしましたして、校長先生に説明をさせていただきました。それとか、いろいろなお話を伺うのに数回お邪魔しておると、そのような状況でございます。

○ 豊田政典委員

終わります。

○ 芳野正英委員

先ほどの城田課長の答弁で考えると、今回、昨年度予算を否決した後に、新しく見直し

をしたということで説明をしにいていますけれども、昨年の補助金の否決の部分の補助金の明確化というのがもう一つあるんですけど、もう一つ、授業内容の中身ですとか、学校の運営体制という部分も課題にはあったと思うし、20ページでもそういう部分はいろいろ指摘されていると思うんですが、その点に関する詰めとか、話し合いとか、調査とかはあったんでしょうか。

○ 城田教育総務課長

教育内容につきましては、23ページの資料をごらんいただけますでしょうか。学校のほうから教育長あてに1から3までの項目等につきまして、そういった教育の内容の取り組みをしていきたいというふうな報告がなされておるというふうなことでございます。これと同じような内容が三重県にも出されておりました、こういった取り組みをしていく中で、子供たちによりよい教育をしていきたいというふうに報告をいただいておりますので、そういったことに取り組んでいただけるというふうなことでこちらは認識しているところでございます。

○ 芳野正英委員

今回、請願でも上がっていますが、昨年の否決の一つの理由の中では教育内容の部分ですね。ここはたとえ教育の中身に行政が入るのを嫌うかもしれませんが、各種学校という形でもあるし、中身の部分というのは、補助金を出す以上は、しっかり出す側は把握すべきだというふうな指摘はそのとおりだと思っています。県も同様に考えているわけですから、県はいろいろ調査されているわけですね。そうすると、四日市市は、資料で言うと、18ページが四日市市の学校に対する補助金の考え方。29ページには県が今年度いろいろ調査をする中で、今後の、今年度支出した基準と来年度の予算を協議していると思えますけど、そこに対する指摘というのを出しているわけですね。それを見ると、18ページでは四日市市としては多文化共生の取り組みに寄与しているからということで、あとは補助要綱の見直しという点で予算執行をしたいということですが、29ページの県は調査をする中で、歴史の片面的な捉え方による偏った記述が認められているというふうな、はっきり教育内容の部分にも踏み込んでいますし、確かにさっきおっしゃるように、学校側からも改善の要望が出ていますが、それ以上に改善の取り組み以上に踏み込んで、こうした29ページの最後にありますけど、県への報告を条件としてというふうな形で県は書いて

いるわけですよ。こういう学校のあり方の中身を踏まえたという条件をつけるということは考えてないんですか。

○ 城田教育総務課長

そういった確認事項につきましては、当然県と連携いたしまして、例えば授業参観と一緒に見学させていただいて、こういったことをやっていただいておりますか。そういったことも当然確認作業というか、そういった実態もきちんと押さえさせていただきながら、検討、連携して判断をさせていただくというのは当然のことかと思われま。

○ 芳野正英委員

であるならば、そこは資料として出していただかないと。これは、去年は否決させてもらいましたけれども、その2年前は附帯決議をつけさせていただきまし、そこでも条件をつけた上での、条件はつけられないですけど、そこでの指摘もあったかと思うんですが、その2年の取り組みの中を踏まえて、18ページのような考え方では不十分なんじゃないかなと。やっぱり県の29ページも僕は不十分だと思うんですよ。自主的な改善の取り組みを待っているようではだめだと思いますし、四日市市としても、県が調査した部分の指摘が改善されるということが明らかになった上での支出でないと、去年、一昨年の議会の流れを踏まえた上では補助金執行というのが不十分なままになってしまうんじゃないかと思えますけど、その辺はいかがですか。

○ 葛西教育監

私どもとしましても、これはしっかりと教育長に文書としていただいております。これをきちっと確認して、その上で補助金については出していくという、そういう構えでおります。ですから、これが出された、そのことについて、私ども確認する。その上でというふうな、そういうふうな考え方でおります。

○ 芳野正英委員

1度補助金執行に際しては、先ほど豊田委員の指摘もあった補助要綱の見直しと、それから補助金支出の考え方ですね。どういう条件が、例えば42ページで、県に出しました学校側が、改善の取り組み部分を言っていますが、それだけじゃなくて、県や四日市市と

してそこは僕は協調すればいいと思いますよ。県と市が共同で調査をやってもいいと思いますので、その辺の補助する場合での、どこの状況になったときに認められるかというのは執行する前に必ず議会に報告いただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 葛西教育監

そのことにつきましては、議会に報告させていただきたいと思っております。

○ 小川政人委員

僕は、議会報告会でブラジル人学校のことを聞かれて、実は知らなかったと答えて……。補助金も出しておるといことも今見てわかったんだけど、それは私の不明を恥じるしかないわけですが、明らかに去年否決したものを再度教育委員会が予算要求してくるということについて、何が変わったのかという部分がきちっと、去年とは違うんですよという部分が判断としてなければ当然去年と同じ状態のままであれば、態度を変えるわけにはいかへんもんで、その違い、どう違ったのかということと、もし認めるとして、やっぱり補助金やもんで、出したら終わりという考え方もあるかもわからないもので、そこは出した以上はきちっと適正に使われておるかということもきちっと議論をしないとあかんかなと思つるもので、予算を認めた、はい、出しましたという話じゃなくてね。やっぱりきちっと学校のあり方、我々の要求もちゃんと実現されていくのかということも担保してもらわんとあかんもんで、そこはきちっとやってほしいなと思う。

ちなみに、ここの学校へ通っている四日市の子供たちが四日市の学校へ通ったときに、どれぐらいの公費が要りますかね。その辺は出しているんですか。1人当たり小中学校へ通うのに幾ら市税を使つとるんかな。

(「市税を使っている」と呼ぶ者あり)

○ 小川政人委員

市税が要るでしょう、学校教育に。

○ 日置記平委員長

すぐ出るんでしょうかね。どうですか。あるいは単純に1人当たり市内の子供たちが幾

らで。

○ 小川政人委員

小中学校費で生徒数を割ったら、それは税金と違うんかね。1人と違うの。1人2人ふえたって変わらんのかという問題もあるけども、何十人とふえれば。

○ 日置記平委員長

言い方は悪いですけど……。

○ 小川政人委員

県のは別としてね。

○ 日置記平委員長

約これぐらいとか。

○ 葛西教育監

このことについては調べたことがございますので、後で資料でお出ししたいと思っております。

○ 小川政人委員

反対する人たちは、税の持ち出しという部分で、その分、持ち出しとるやないかという部分もあるんやけども、こっちに通ってもろうとったら、それぐらいの金は同じように要っていますよという話なのかね。そこも大事なことやろうと思とるんですよ。悩ましい問題やけど、僕も四日市の子供たちやなという、将来の友好のためにも丸々無視はできないのかなという思いもあると、もしここの四日市の公立の小中学校に通ってもろうとったときは幾らぐらい要って、多分僕の考えではずっと安くついとるんやろうと、補助金のほうが安くつくのかなと思ったんやけど。わからなんだら、後で教えてください。

○ 田代教育長

非常にアバウトで申しわけないですけども、教育費が88億円ありますね。約90億円と

して、子供たちの数が小中学校で2万7000人とかいうことで計算しますと、その割り算計算で30万円強と。これは非常にアバウトですけれども。単純に割り算計算です。もっと精査せんとはいけません。小学校、中学校、あるいは事務局経費とかいろいろありますのでね。社会教育とかスポーツも入っていますので、それをカットせんと、正確な数字ではないです。それがアッパーと考えると、仮に20から30万円ということで金額としてはかなり行っているということがうかがい知ることができます。

○ 小川政人委員

四日市から何人通っていますか、今のここの対象。

○ 田代教育長

私の頭の中に入っている数字で、たしか36人ということで、桑名市とか、鈴鹿市とか、お隣から若干来ているということでございます。

○ 日置記平委員長

他に。

○ 中森慎二委員

補助金の要綱の見直しの話も出ていたと思うんですが、これは全庁的な課題であるというふうに私は思いますので、朝鮮初中級学校の補助金に限っての話ではなくて、17ページの資料だけを見ても、私立学校の運営費補助金の補助のありようについては、同等の考え方の中で今まで出されてきているわけで、これは全体を見直す中でどうするかということは、今後改めていただければいいのではないかというふうに思っています。全体の中で。

もう一つ、芳野さんもおっしゃられた18ページの四日市朝鮮初中級学校に対する補助金の考え方の中の考え方ですね。大きな三つ目。ここの中に加筆していただいたらどうかなと私は思うんです。例えば42ページの朝鮮初中級学校の理事長さんから出されている改善・取り組み内容、こういったものを担保しながら、また、補助金の執行後の報告書にもこれの進捗についてもあわせて報告いただくということを確認することを前提にして補助金を考えていくんだと。こういうものを加筆したものを、18ページをちょっと訂正いただいたものを昼休みの休憩後でも出していただいで、改めて確認した上でということはどう

かなと私は思うんですが。皆さん方、その必要がないということであればあれなんです、私はそういうふうに思います。

○ 葛西教育監

今いただいた指摘を、この部分に書かせていただいて、提出のほうさせていただきます。

○ 日置記平委員長

他にいかがですか。

○ 山本里香委員

前回は前々回も支出するべきだということで私は発言してまいりましたけれども、地域貢献などもしていただいている部分もあると思うのですけれども、この学校の校舎などが地域の中でどういうことに利用されることが想定されますか。

○ 日置記平委員長

どんな貢献をしているかというところでいいのかな。

○ 城田教育総務課長

ちょっと記憶が定かではございませんが、間違っていたらお許しいただきたいんですけども、災害時の一時避難所に指定されておったかなというふうに記憶してございます。

○ 山本里香委員

学校間交流及び地域でのそういったことに手を挙げてもらう位置づけがあったりとか、それと税金がどう使われるかということで、税金を還流していくということで、いろいろな施策があったり、補助金事業があったりすると思うんですが、税金を還流していくという意味合いで考えたときに、自治会などでも一緒に自治会活動をするところの子弟の方々が地域でも共存して生活し、そして、この学校は、自分たちが選んで通っていただいているということだけれども、その中で、ここだけを排他していくということは、税金の還流という意味から見たら、先ほど金額の、たかが1人当たりの生徒にするとどうなのか。ここにはほかの金額は入っていませんよね。そういうことから考えれば、ほかの私立の学

校とかにはまた違った形の支援も入っているという中で、総合的に考えて復活していくべきかなというふうに思います。

○ 芳野正英委員

考え方の部分をもう一度提出していただくということなので、そのときにちょっと一つの案として、今回、請願も出されているので、請願第7号の部分ですけれども、請願事項の部分で言いますと、ここ、ちょっと請願者も混乱されているのかなという部分があって、認可を受けるか受けないかの条件と補助金を出す出さないの条件を混同しているなど思うんですけど、四つ目には学校財務内容が全面的に公開されることというふうに書いてあって、補助を受ける団体であれば、一つそういう部分がほかの補助団体でもそうだと思うんですけど、補助を受ける以上はこういった部分が必要になってくるのかなと思いますので、この部分はぜひ支出の場合の考え方として明らかにすべきかなと思いますし、県の方針と沿うか、それ以上の強化という形のようなチェックをしていくという部分もぜひ盛り込んでいただきたいなというふうに思います。

○ 城田教育総務課長

よろしいですか。今のご要望に対しまして、財務の全面公開ということで、補助金を支出している公共団体に対して、補助金に関する支出状況を監督する、それを監査する権限はあるというふうなことで当然のことなんですが、それを公開するということは一般の方に知らしめるということと若干ニュアンスが違うのではないかということで、監査できる団体にはそれを当然出す。一般の方の、例えば請求に対しては情報としてはどうかというふうなところがございますので、その辺をよろしくご理解いただきたいと存じます。

○ 日置記平委員長

皆さんにお尋ねします。このまま審査に入るか。中森委員の提案がありましたこと。それは豊田委員も賛同ということですが、その提出を待って午後から審査するか、いかがでしょうか。

○ 中森慎二委員

昨年度否決してきた。予算額は100万円というような額ですが、改めて考え方をペーパ

一上を出していただいて、確認した上でというのが慎重審議にもいいのではないかと思いますので、できれば昼休みを挟んで、資料を整備いただいて、午後一番で、その部分についての確認をしたらどうかと思いますが。

○ 小川政人委員

私も去年反対した立場からいくと、明らかに去年と同じではあかんもんですから、その辺はきちっと去年と違うというものを明確にしてもらわんとあかんもんで、それは慎重に資料を求めたいと思います。

○ 日置記平委員長

それでは皆さん、資料は休憩の間になるものでしょうか。

(「つくります」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

ということですので、午前の部分はこれにて終了いたします。午後再開は1時10分いたします。

12 : 10 休憩

13 : 12 再開

○ 日置記平委員長

それでは、引き続き委員会を開催いたします。

委員の皆さん方には午前中に要望のありました追加資料をお配りいたしました。これについてご説明を。

○ 城田教育総務課長

教育総務課、城田でございます。資料ナンバー4番をごらんください。こちらは午前中のご審議の中でご指摘等いただきました考え方などを再度整理いたしまして、つくらせて

いただきましたものでございます。再度ご審議を賜りたいと存じます。

内容といたしましては、考え方の一番下の部分の下線部のところになります。朗読させていただきますと、「四日市市教育委員会教育長宛に提出された四日市朝鮮初中級学校の教育内容に関する取り組みについては、」これは資料23ページになりますが、「学校から実施状況の報告を受け、許認可権者である三重県と連携して授業参観等により確認をし、議会に報告した上で、補助金を執行したい。」こういうふうなことで整理をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○ 日置記平委員長

報告は以上です。

ご意見のある方、どうぞ。

○ 中森慎二委員

基本的にこれで結構かと思うんですが、言葉のてにをはもそうなんですが、「補助金交付にあたっては」からのくだりについて、「より適正な予算執行に努める。」また、「四日市市教育委員会教育長宛」、その後ろに平成26年2月7日付というふうな日付も入れていただきたいなと思うんですが。それだけ加筆いただければと思います。

○ 城田教育総務課長

そのように修正させていただきます。

○ 森 智広副委員長

私も朝鮮学校の教育内容が反日的な内容が改善できなければ執行すべきではないと思っていますから、ここの加筆していただいた文言は非常に大事になってくるんですけども、「確認をし」という。どのレベルでのことをおっしゃっているんでしょうか。この取り組み状況1、2、3とありますけれども、全て満たしたと判断した上でということ、よろしかったですか。

○ 葛西教育監

これは23ページは、文書でいただいておりますもので、非常に重いものと私どもは思っ

ております。ですから、拉致問題、それから竹島問題、それから歴史教育、この点について確認をさせていただくというふうな、そういうふうに考えております。

○ 森 智広副委員長

例えば、何というんですか、教科書編成委員会ですか、——わからないですけど——に働きかけていきますという取り組みも、これはしっかりと見てチェックしていただけるんですか。

○ 葛西教育監

もちろん確認のほうさせていただきます。

○ 森 智広副委員長

となれば、教育委員会がよしとしなければ、未執行もあり得るという理解でよろしいですか。

○ 葛西教育監

私どもは、ここに書かれたことをきちっとしていただくということで、その上で議会に出させていただいて執行させていただくということですので、当然そのように考えております。

○ 森 智広副委員長

未執行もあるということですね。

○ 葛西教育監

きちとなされなければそれは未執行になるということになると思います。

○ 小川政人委員

附帯決議みたいなことを自分たちでつけるんやね。

○ 葛西教育監

附帯決議ではございませんけれども、私どもとして今の思いとしてはきちっとここで話をさせていただいて、そしてそのようにお約束させていただくというようなことで、そういうふうには思っております。

○ 小川政人委員

だから、実現しなければ執行しないということを言っとるんやで、それは重いよ。きちっと確認した上で再度確認したということを議会に知らしめてくれるのかな。

○ 葛西教育監

「議会に報告した上で」と文章で書かせていただいていますので、報告のほうさせていただきます。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

以上でこの部分の説明は終わります。

ついでには、議案第166号の中のただいまの部分は質疑を終結いたしますが、よろしいね。

(なし)

○ 日置記平委員長

討論はありますか。

(なし)

○ 日置記平委員長

採決に入る前に、まずこの1項の教育総務費中関係部分というのは追加資料で説明いただきましたので、第166号議案 平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第10款教育費、第1項教育総務費中関係部分、第2項小学校費及び第3項中学校費のうち、これは全体会に上げる部分を除いた部分、第4項幼稚園費中関係部分、第5項社会

教育費中関係部分、第6項保健体育費、第2条債務負担行為について、原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。以上でもって、本件はそのように対応いたします。

[以上の経過により、第166号議案 平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第10款教育費、第1項教育総務費中関係部分、第2項小学校費及び第3項中学校費のうち空調設備整備事業費を除く部分、第4項幼稚園費中関係部分、第5項社会教育費中関係部分、第6項保健体育費、第2条債務負担行為について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

ちょっとお諮りいたしますが、あと平成26年度補正予算、それから教育委員会に出てまいりました請願、この順序ですが、請願のほうを先にするか、補正予算のほうを先にするかのご意見があれば。

○ 中森慎二委員

今、その朝鮮学校の部分の補助金、いろいろ議論してきたところなので、引き続いて請願審査を一緒にやってしまったらどうですか。

○ 小川政人委員

28番の平成26年度四日市市一般会計補正予算って、ここで採決したらええだけの話と違うの。一緒に審査してきたよな。平成26年度四日市市一般会計予算と補正予算は一括審議してくださいと言った。勝手なことを言うたけど、委員長が決めることだから。そこは採決してしまえば。審査は終わった。

○ 森 智広副委員長

補正の次に請願です。

○ 小川政人委員

決を採ればええねん。

○ 日置記平委員長

平成26年度の補正、第166号ね。

○ 小川政人委員

違う、違う、違う。

○ 森 智広副委員長

12ページです。

○ 日置記平委員長

12ページ。

○ 森 智広副委員長

これですね。

○ 日置記平委員長

続いて、議案第201号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第2項小学校費についてもお諮りします。

原案どおり可決することでご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。ご異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

[以上の経過により、第201号議案 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、第10款教育費、第2項小学校費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

それからその次、請願に入ります。

請願第7号 四日市朝鮮初中級学校に対する補助金の廃止を求めることについて

請願第10号 四日市朝鮮初中級学校に対する補助金支出に対し条件を付けることを求めることについて

○ 日置記平委員長

請願第7号、それから請願第10号についてお諮りいたします。

（「一遍に両方ともやるの」と呼ぶ者あり）

○ 日置記平委員長

一遍でいけませんか。

（「1個ずつのがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○ 日置記平委員長

これ、説明は。よろしいね。

まず請願第7号。

○ 芳野正英委員

これ、意思表示なんですけど、請願に関しては通常は全部採択か、不採択ですけど、慣例上一部採択というのが認められているということもありますので、請願第10号に関しては、条件内容はそれぞれちょっと言っているように、認可に関する部分とかも入っている

と思うので、条件内容の細かい部分は違いますが、今回支出に関して条件をつけるということを答弁でもいただいていますし、条件として中身を精査するというふうな質疑、答弁等ありましたので、請願全部を採択はできないんですけれども、冒頭でいただいています四日市朝鮮初中級学校に対する補助金支出に対して条件をつけることという部分は、その願意に関しては私は同意しますので、一部採択というところで、もしそういう表決の仕方をとっていただけるのであれば、そこもお願いしたいと思います。つまり、採択、一部採択、不採択というところでお諮りいただければ幸いかなと思います。

○ 日置記平委員長

芳野委員から今説明がありました……。

(「事務局、それ、できるのか、できないのか」と呼ぶ者あり)

○ 中森慎二委員

今まで四日市市議会においては、そういうことをしたかったのはあったんですね、いっぱい。過去でも。でも、それは請願者の了解のもとに直した条件で出し直してもらうというのが間に合えば、そういう作業をしてきたと思うんですけど、そのところが、私、手続が難しいのかなという思いはしています。

あわせて表明したいと思うんですが、自分の。願意の方向は、補助金は出すことはだめだということなんだけれども、きょう理事者側から加筆していただいた補助金に対する考え方の中に朝鮮学校みずからが提出された教育内容に関する取り組みについて、それを担保しながら補助金の執行というものを見ていこうという、我々としては理事者みずからそれをきっちりと整理されたということを受けて考えると、請願の方向性、出さないということには同感ではないけれども、いろいろな条件なり、中身を精査することについては、その方向性は担保、我々の中でもしてきているということにおいて、この請願については不採択でいいんじゃないかというふうに私は思っています。

○ 芳野正英委員

委員会を仕切るのは委員長の判断なので、私としてはそもそも一部採択というのはこの運営辞典にも、慣習上認められるというふうに書いてあるんですけど、それは慣習上なの

で、そこは議会の判断で、四日市市議会としての運用上で認めてないというのであれば、そこは委員長のご判断で仕切っていただいて。採択、不採択なのか、採択、一部採択、不採択なのかというのは委員長のご判断にお任せします。

○ 日置記平委員長

他にご意見ありますか。

○ 小川政人委員

私も条件つきで予算は認めたものですから、厳しい条件がついた予算やというふうに思っていますので、それを認めておりますので、この請願については不採択ということでの意を表したいと思います。中身が一緒じゃないものでね。請願事項1、2の(1)、(2)、(3)、(4)と教育委員会が認めたものとはちょっと中身が違うもので、不採択ということ。

○ 日置記平委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

私もこれ不採択でよろしいかなと思います。既に審議の中で教育委員会から出された内容で可としているので、特に廃止を求めることに対しては不採択でいいと思いますし、条件をつけることに対しても、私自身は前回から補助金を廃止とか決することに対しても異議をしておりましたので、国と国との関係と子供に対する権利をしっかりと担保していくというのは次元が違う話なので、不採択ということ結構かと思います。

○ 山本里香委員

先ほど予算審査の中で条件をつけて進めたということの内容の中で、7号、10号については内容的に差異がありますので、不採択ということだと思います。前回からも妥当性ということという細かい金額についての問題点や背景などのことについては皆さんの意見の中で取り上げなくちゃいけないというか、審議しなければいけないことは多々ありましたけれども、四日市で学ぶ子供、四日市でこれからも成長して行って、四日市市民として

納税者ともなっていく子供たちのことを考えれば、これは不採択ということですのでお願いします。意思表示です。

○ 豊田政典委員

みんなしゃべっていますから、しゃべりますが、7号については補助金を出すことに賛成しましたから、私も不採択。10号についてはタイトルについては同趣旨ですけれども、請願事項については賛成しかねるので、僕はさっきの考え方をよしとしますから、不採択です。

○ 森 智広副委員長

芳野議員が提案された扱いをちょっとはっきりさせていただきたいなと思ひまして。それがいいのか、ないのかで考え方も変わりますので。

○ 日置記平委員長

考え方が変わる。

○ 森 智広副委員長

それ自体を一部採択ということが認められるのかどうかというのも前提とした上での意思表示にしたいので、そこがあるかないかをはっきりしていただきたいんですけれども。

○ 豊田政典委員

あるかないかわかりませんが、慣例上あるんでしょうけど、委員長報告の中で詳しく報告することによって願意の方向性は同じだけれども、条件づけという。だけれど、請願事項と全く一致するわけじゃないので、反対、不採択の意見が出たとか書けば、意味合い的には同じじゃないのかな。一部採択。経験ないので、よくわかりませんが。

○ 芳野正英委員

これ、衆議院でも一部採択というのはあったんですけど、ただ、要はまさに豊田委員おっしゃったように、一部採択といっても結局は大まかを捉えていないので、例えば請願10号にあるようなことを実行する効力がないわけなので、ただ単に請願の報告の中にそうい

うふうに一部、請願の趣旨の発意があったという程度に書き込むぐらいで終わるのかなという部分でもあるんですが。請願の採択の効力はないということですよね。一部採択しても。ややこしい話ですね。

○ 中森慎二委員

それを突出して、例えば特出しを仮にしたとしても、この四日市で扱っている補助金と、じゃどう連動するのかというものとは余り意味がないところもあるし、過去もそういう扱いをしていないので、もし事務局がコメントあるなら出してもらったらいいと思うんですね。

○ 渡部議会事務局主幹

よろしいでしょうか。ちょっと補足説明させていただきたいと思います。失礼します。四日市市議会会議規則第137条を朗読させていただきます。請願の審査報告といたしまして、第137条、委員会は請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。(1)採択すべきもの。(2)不採択とすべきものとなっております。

補足説明は以上でございます。

○ 日置記平委員長

それでいいんやな。

○ 森 智広副委員長

私は、あくまでも朝鮮学校補助金は教育内容を精査した上で出すべきだ、出さないといけない、ある程度改めないといけないという思いから、7号に関してはそれ以外の条件も付されていますので不採択にさせていただくんですけども、10号に関しては反日教育的な要素を排除していくという大まかな流れの中では私は賛成します。今回の予算、採決に関しては、自分自身の思いと現実を考えた中での妥協点という意味で、今回予算は審議させてもらいましたけれども、第10号に関しては採択の方向で行きたいと思います。

○ 小川政人委員

10号のことを忘れとった。7号だけにかたまったもので。10号についても予算を認めてその中の条件とは請願事項が違うもので、10号についても不採択という意思を表明します。

○ 日置記平委員長

それぞれにご意見出てまいりましたが、では、あとご意見を終結しますが、よろしいか。

(なし)

○ 日置記平委員長

討論はありますか。

(なし)

○ 日置記平委員長

では、まず請願第7号四日市朝鮮初中級学校に対する補助金の廃止を求めることにつきまして、これを採択とすることに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。賛成少数と認め、不採択と決しました。

続きまして、請願第10号四日市朝鮮初中級学校に対する補助金支出に対し条件を付けることを求めることにつきまして、これを採択とすることに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。賛成少数と認め、不採択となりました。

以上で請願第7号、請願第10号につきましては終わります。

[以上の経過により、請願第7号 四日市朝鮮初中級学校に対する補助金の廃止を求めることについて、請願第10号 四日市朝鮮初中級学校に対する補助金支出に対し条件を付けることを求めることについて、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

理事者の皆さんの入れかえがありますので、委員の皆さん、少しお待ちください。

議案第192号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第5項 社会教育費中関係部分

第6項 保健体育費

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

○ 日置記平委員長

教育長、おそろいですか。よろしいか。

それでは再開いたします。これからは平成25年度四日市市一般会計補正予算のほうの審査に入ります。説明を求めます。

○ 城田教育総務課長

ただいまから平成25年度一般会計補正予算（第5号）、議案第192号のご説明を申し上げます。

資料といたしましては、予算常任委員会資料、平成25年度一般会計補正予算（第5号）、こちらの資料のほうをごらんください。まず私のほうから1ページ、2ページのほうで歳出補正予算の概要を項、目……。

○ 日置記平委員長

ちょっと待って。

(「どんなやつ」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

資料、もう一回言ってあげて。

○ 城田教育総務課長

予算常任委員会資料の平成25年度一般会計補正予算(第5号)でございます。

(「それだけ出されるとわからんのやわな。とじてあるものでな」と呼ぶ者あり)

○ 城田教育総務課長

申しわけございません。

○ 日置記平委員長

委員の皆さん、よろしいか。では、始めてください。

○ 城田教育総務課長

それでは、その1ページ、2ページのほうから歳出補正予算概要を項、目、補正額の順で私のほうから概要を説明させていただきまして、その後、関係課長のほうから個別事業調書のほうでご説明をさせていただきたいと存じます。

まず1ページをごらんください。歳出補正予算概要でございます。教育総務費、事務局費で2639万5000円の増額。小学校費で教育振興費で570万円の減額。小学校費、学校建設費で2億4670万円の増額。中学校費では学校管理費で5370万円の減額。同じく中学校費、教育振興費で1億3200万円の減額。中学校費で学校建設費2290万円の減額でございます。

2ページをごらんください。社会教育費でございます。社会教育総務費で1603万2000円の減額でございます。同じく社会教育費で博物館費630万円の減額でございます。教育委員会の総計といたしまして、1億5526万3000円の増額となっております。

3 ページでございます。こちらは繰越明許費の補正概要でございます。小学校費で、学校建設費、大規模改修事業費で2億4670万円の増額でございます。同じく小学校費、学校建設費、施設補修費で700万円の増額。社会教育費、社会教育総務費で久留倍遺跡保存活用事業で3523万1000円の増額、合わせまして2億8893万1000円の繰り越しでございます。失礼いたしました。ただいまのは全て繰り越しということでご理解ください。

概要は以上でございます。

続きまして個別の事業のご説明をさせていただきたいと存じます。

まず4ページでございます。退職手当でございます。補正予算書(1)では36ページから37ページでございます。その内容といたしましては、退職手当につきまして当初の想定よりも退職者が上回ったため、その不足分を増額させていただくという内容でございます。当初の見込みが1億500万円に対しまして、所要見込みといたしまして1億3139万5000円で2639万5000円の増額をお願いしておるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 石黒学校教育課長

5ページのほうをごらんください。要保護、準要保護児童生徒の就学援助費でございます。目的はそこに書かせていただいているとおりですが、小学校において認定者数の実績、中学校においては認定者数の実績と校外活動費の実費支給実績、当初の見込みを下回ったということで減額補正をお願いします。小学校で570万円、中学校で1320万円でございます。

引き続き6ページ飛ばしまして、7ページのほうをお願いします。中学校給食の事業費でございます。中学校給食の事業費、そこに書いてございますように、調理配送業務量が見込みを下回ったということで、委託料に不用額が生じたということで減額補正をお願いします。

なお、本事業の普及のためには、モニタリングシステム、献立の工夫による内容の改善、指導資料の新規配付、試食回数拡大と、そういったこと。それから、広報活動の充実などを行ったのですが、不用額が生じる見込みとなったということで、5370万円の減額をお願いします。

以上でございます。

○ 畠山教育委員会理事兼教育施設課長

6 ページをおあげください。教育施設課の畠山です。よろしくお願いいたします。

当初平成26年度に予定しておりました工事につきまして、国のほうの好循環実現のための経済対策ということで補正がございました。それに従いまして羽津小学校、そして小山田小学校の2校について、平成25年度予算を補正するものでございます。

続きまして、8 ページをおあげください。中学校改築整備事業費でございます。ここにございますように、富田中学校につきましては工事費の入札の結果、差金が生じた。そしてまた、同じく管理につきましても差金が生じたところでございます。そしてまた、笹川中学校の設計及び地質調査につきましても入札による差金がございましたので、このたび補正額といたしまして、1590万円を減額するものでございます。

続きまして、9 ページをおあげください。避難施設整備事業でございます。この避難施設整備事業につきましては同じく入札を行った結果差金が生じたので、補正額といたしまして700万円を減額するものでございます。

続きまして、12ページをおあげください。繰越明許費でございます。大規模改修事業費でございますが、このたびの国の経済対策の補正を行いました、この時期では完了できないということから、その全額を次年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、13ページをおあげください。施設補修費の繰越明許費でございます。大矢知興譲小学校の横を通っております大矢知26号線の改良工事につきまして、現在道路整備課のほうで進めていただいております。その整備に伴いまして、学校に付随する入り口がでございます。その部分につきましても工事の効率化の意味合いから、都市整備部のほうへ執行委任をいたしまして、工事を進めていたところでございます。その工事過程におきまして関係者と迂回路を見直した結果、調整に時間を要しまして、年度内に見込めなくなったところでございます。期間といたしまして、平成26年4月30日までの工期延期を行うことから、この費用につきまして700万円につきまして繰越明許費として上げさせていただいております。

説明につきましては以上でございます。

○ 伊藤社会教育課長

社会教育課の伊藤です。10ページのほうからごらんください。10ページ、埋蔵文化財発掘調査受託事業費でございます。これにつきましては一般国道1号北勢バイパスの予定地

にあります埋蔵文化財の発掘調査を国土交通省中部地方整備局から受託して行うものでございまして、平成25年度は西坂部町や尾平町にあります遺跡が対象でございました。

内容につきましてですが、まず江田川遺跡の2次調査と川向山添遺跡、横谷遺跡、東門田遺跡の1次調査、それから平成24年度に調査を行った川原宮遺跡の土器などの整理業務などを平成25年度行う予定でございましたが、横谷遺跡という遺跡につきましては土地の買収など発掘の条件が整わなかったということで、受託の見直しでございます。また、江田川遺跡の2次調査や東門田遺跡につきましては委託料の差額ということでございまして、そういう理由によりまして1603万2000円の減額補正をお願いしたいものでございます。

続きまして繰り越しのほうですが、14ページのほうをごらんください。久留倍遺跡保存活用事業費で今年度予算といたしましては9530万円の予算を認めていただき、それぞれ整備事業のほうを行ってきておりますが、エントランス地区といいます東のほうにあります土地につきまして、昨年度は平成24年度は地下調整池をつくりましたが、平成25年度につきましては駐車場の路盤工事や擁壁、あるいはU字溝の排水、照明などを順次社会資本整備総合交付金を活用して行う予定でございましたが、工期を延ばすのを認めていただき、繰り越し3523万1000円をお願いしたいものでございます。

繰り越しの理由でございますが、エントランス工事を始める前の地元説明会を11月の終わりに行う予定でございましたが、久留倍遺跡の全体の説明を開催するよという要望がございました。今年度は、今ご説明しておりますエントランス地区以外にも公園の史跡地の工事を12月から行うということも地元のほう知っていただいておりますので、全体の説明を合同ですということになりまして、業者間の調整などに日時を要しまして、地元説明が12月20日になりまして、工事の開始を年明けとしてしまいました。それから、場内に土砂がございましたが、その土砂を搬出するに当たりまして、地面を養生なしで搬出する予定でございましたが、敷き鉄板が必要となったということで日時を要したり、あるいは擁壁設置工事を行うに当たりまして、地盤改良が新たに必要となる見込みが高くなったと。資料をつくった時点では見込みでございましたが、今月になりまして、やはり必要ということになりまして、こういった日程もかかってくることになりましたので、5月末日までの繰り越しということで認めていただきますようよろしくお願いいたします。

○ 水谷博物館副館長

よろしくお願いいたします。資料のほう、戻りまして、11ページをお願いいたします。博物館常

設展示等リニューアル事業費の補正です。常設展示リニューアル設計業務及び施設改修工事設計等業務の委託金額が当初予算額を下回ったため、減額補正を行うものです。常設展示リニューアル設計業務委託につきましては、予算額3600万円に対して委託額が3150万円で、450万円の減額、施設改修工事設計等業務委託につきましては、予算額1100万円に対して委託額920万円で、180万円の減額、合計で630万円当初予算より委託額が下回ったため、減額補正を行うものです。よろしく申し上げます。

説明は以上です。

○ 日置記平委員長

以上で関係部分についての説明は終わります。

委員の皆さん方の質疑をお受けします。

○ 小川政人委員

2月で補正した部分について繰越明許は仕方がないんやけど、それ以外の部分について消費税がかかるのか、かからへんのか、どっちなの。まずその辺の認識を教えてほしい。

○ 伊藤社会教育課長

久留倍につきましては消費税が8%でかかってまいります。

○ 小川政人委員

消費税が上がるのは大分前に決まったことであってね。民間は、一日でも早く、消費税、なるべく8%になる前に物を買おうとか、そんな買いだめせいとは言わんけども、そういうことを皆知恵を絞って考えとるわけや。あなた方、自分の家ではそうやってしとらへんか。そういうことをきちっとわかっていながらなるべく早く、地元調整がおくれて説明会がおくれたとか、そんなばかなことを言っとらんとき。来年は特別なんやということもきちっと考えて仕事に当たらなあかんわ。自分の家やったらそんなことせえへんやろ。

以上一言苦言だけ呈して。

○ 日置記平委員長

申しおくれました。渡邊教育委員長さんをご出席いただいています。

○ 芳野正英委員

5ページの要保護、準要保護児童生徒就学援助費ですけれども、当初見込みを下回ったということで、特に中学校で言うと7分の1ぐらいの部分が下回ったということなんですけど、これはどのような分析で行われていますか。

○ 石黒学校教育課長

中学校も小学校も下回ったということなんですけれども、これにつきましては、昨年度、民生委員さんとの話し合いの中で申請書と収入等の詳細を書く部分がありまして、その部分の書き方を見直しました。具体的には表に申請しますということ。裏に詳しく申請に至る状況を書いていたんですけれども、そうではなくて、所得等の簡単な内容で申請していただいて、1.1の基準で審査する。1.1の基準で漏れた方について、またさらに詳しく申請をいただくということで、そういう2段階の形にさせていただきました。これによって2段階目に進まれる方が若干減ったということから人数が減ったものと考えております。

○ 芳野正英委員

その2段階に進まれる方が減ったというのはどういうふうに捉えたらいいんですかね。例えば今まではもらい過ぎていた分を詳しく提出せなあかんもんで、控えてしまったのか。それとも、本来もらえるべきものを申請がややこしいから申請しなかったのか。どういう考えで考えたらいいですか。

○ 石黒学校教育課長

実際に非常に苦しくて援助が必要と言われる場合は当然出していただけるものというふうに考えておりますので、そういったことではなくて、言い方が変ですけれども、何とか頑張れるかなということで、申請いただかなかった部分があったのではないかというふうに思います。

○ 芳野正英委員

今までのことを言うつもりはないですけれども、申請方法を変えたのは、そういうことがよりわかるような形にするために申請方法を変えたということなんですか。

○ 石黒学校教育課長

民生委員さんから、実際に聞き取り調査を行っていただいている中で、この家に援助するのはいかがなものかと思う例が幾つかあると、そういうようなことが言われました。ですが、申請していくと学校としてはできたら援助してほしいというような発言もあるし、これまでの慣例というか、これまでしていたのに、今後しないのはどうかということからやっていたけれども、実際にはこの辺は援助すべきかどうかというのは非常に悩むというような内容がありまして、そういうことから民生委員さんのほうからもう少し内容について見直してくれと。そういうことがあっての見直しでございます。

○ 日置記平委員長

他にどうぞ。

(なし)

○ 日置記平委員長

他に質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

討論はありますか。

(なし)

○ 日置記平委員長

討論なし。

それでは、採決に入ります。

議案第192号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費中関係部分、第6項保健体育費、第2条繰越明許費の補正、以上につきまして原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 日置記平委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

以上で議案第192号については可決されました。

[以上の経過により、議案第192号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第5号）
第1条歳入歳出予算の補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項社会教育費中関係部分、第6項保健体育費、第2条繰越明許費の補正関係部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 日置記平委員長

ちょっと待って。資料をお配りします。

資料の配付を終わりました。委員の皆さん、資料を1度ご一読ください。よろしいか。

城田課長、ありがとうございます。資料、結構ですということですので、これを頂戴します。

では、理事者の皆さん、ご苦勞さんでした。長時間にわたりまして、ご苦勞さんです。ご退席をお願いいたします。

委員の皆さん、休憩しますか。そのままいきますか。

（「そのままいきましょう」と呼ぶ者あり）

○ 日置記平委員長

いいですね、このままで。

それでは、次の項目は所管事務調査ですが、これまで開催中に意見として出された方もありますので、健康福祉部、こども未来部、そして教育委員会に関する3部門の中で事務調査の今それぞれの委員の皆さん方が発想的にご提案いただくものがあればしてください。なければまた後日……。小川委員がある。

○ 小川政人委員

しゃべらせてちょっと。せっかくことし高崎市へ行って、給食のやり方を視察してきたもので、ぜひ地産地消、それから、食育という部分において、教育の給食のことを1度テーマに取り上げていただけたらという提案をさせていただきます。

(「休会中調査ですか」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

そうです。

ほかにありますか。

○ 豊田政典委員

12月にたしか時間がなくてできなかった学力・学習状況調査の……。

○ 日置記平委員長

何調査。

○ 豊田政典委員

学力・学習状況調査の学校別データの説明と協議、あわせて昨年度やりましたが、いじめであるとか、不登校、体罰についても、秘密会にする必要があると思いますが、学校別の状況を報告いただき、協議する時間をとってほしいなと思います。

○ 日置記平委員長

一応2案が出ました。

○ 中川雅晶委員

地域包括ケアシステムについて。結構広いんですけど、地域包括ケアシステム。今回も議案として出ましたけど、よくわからない部分がありますし、多岐にわたっているので、ぜひ取り上げていただきたい。

○ 日置記平委員長

今3案出ました。一応ここまでにします。あとお気づきの点はまた正副委員長のほうにもご提案ください。この3点については後日、調査、どんなふうに行くか、まとめてまたお諮りをいたします。

続いて、これがいろいろ議論を呼ぶところではありますが、議会報告会です。会場が中森委員のエリアでと言ったから、ちょうど入っとらへんな。入っとらへんね。あそこ、隣が。偶然、後で考えたら……。そんなことで非常にいい場所、いい場所というのは余りあれなんです。そんなことで3月26日18時30分からになります。集合時間はいつも40分ぐらい前ですか。ここっていつも机、並んでいるんですか。並べるんですか。

(「並べなきゃいかん」と呼ぶ者あり)

○ 日置記平委員長

並べなきゃいかんです。じゃ、集合は18時としておきましょうか。どうですか。

それから、スケジュール、報告担当についてはまた一応まとめさせていただいて、特に請願のところ、この前何を決めたんやっけ。

○ 渡部議会事務局主幹

毎回ですけれども、予算と議案ごとにそれぞれご担当の方をお願いして。

○ 日置記平委員長

それはそうやけど、主なものにおいてはもう一回外すのも。

○ 山本里香委員

全体のことも去年は委員長さんに、全体のことをちょっと言ってもらったり、委員会から。

○ 日置記平委員長

そうしたら一遍案をまとめて、そしてもう一度、幾つの項目に分かれるかによって。この前、大変ご無礼したのは、例えば中森、小川、両委員の報告のところ、報告してもらった量がちょっと少なかったなと思って、私なりに反省して、今度はその逆で重いところと

うか、そんなこともちょっとしながら、一遍みんなで項目に分けたやつができた時点で皆さんに意見を聞いて、そして役割をしていただきましょうか。そうでないと……。

○ 小川政人委員

最後は委員長の重みで全部やったら。違うか。

○ 中森慎二委員

当初予算は非常に広範だと思うんですよ。全て報告のほうができるのが難しい状況であって。

○ 小川政人委員

簡単でええやんか。

○ 中森慎二委員

まとめてやっていただくかは別にして、議論が集中したりとか、議論になったところをピックアップして、その中心を報告させていただくということを前もってお断りしたほうがいいんじゃないかと思いますね。特に質問があればということで、またそれをお受けするならばほぼ同じなので、全体の様子を見ながら。

○ 日置記平委員長

皆さん、そのようにピックアップして、そしてまた事務局にはお世話になって、正副委員長で決めて、その後また皆さんにお諮りしますので、そのときにひとつご理解ください。

それから、日程について、次の日程の案が出てまいりましたが、4月10日、11日、18日という日程がここに引かれました。まず4月10日のご都合のよくない方。もっておられませんか。4月11日のよくない方。豊田委員。4月18日のよくない方。4月18日です。

○ 森 智広副委員長

1時半ですか。

○ 日置記平委員長

これはごめんなさい。1時半です。

○ 中森慎二委員

10日、11日、18日の中の1日ということですか。

○ 日置記平委員長

みんなよければ、どれでも。2日くらいとりたいと思ったんですが、この中で2日もあきませんので。

○ 小川政人委員

ええやん。豊田委員だけ休んでもらえば。

○ 日置記平委員長

そういう手段もあるの。

私、そんなことよう言わん。

○ 小川政人委員

2日したかったら。

○ 日置記平委員長

まず18日の13時30分で都合の悪い方。

(なし)

○ 日置記平委員長

なし。18日午後1時半は入れてください。それから、豊田委員が10日はあきませんが、豊田委員だけですね、10日木曜日の悪い方は。そうしたら10日、11日についてはちょっと私たちにお任せ、あかん。早くせなあかんもんな、入れておかなあかん。ちなみに総務は18日、産生は11日。都環も18日。18日、多いな。

○ 森 智広副委員長

テーマをお伺いして決めたらどうですか。

○ 日置記平委員長

とりあえず皆さん11日。豊田委員、悪いけど、入れさせてください。

○ 山本里香委員

午前10時ですか。

○ 日置記平委員長

4月11日午前10時が1回目。2回目が4月18日。そういう意味ですね。申し上げますね。
4月10日はなし。4月11日は午前10時。4月18日は午後13時30分。

○ 芳野正英委員

11日は午前中だけと考えていいんですか。

○ 日置記平委員長

そのほうがいいでしょうね。

じゃ、私たちは4月11日午前10時から12時まで、4月18日の午後13時30分から16時半ぐ
らいまで。ざくっとの話。そんなところでお願いいたします。他にありますか。

(なし)

○ 日置記平委員長

ちょっと待って。

○ 渡部議会事務局主幹

基礎学力の定着とか規模の適正化、最後どうするか、どう整理するかについて、ご相談
いただければ。

○ 日置記平委員長

お諮りします。休会中の調査ですが、本年度取り扱った8件のうち未整理のものが二つありまして、学校規模適正化計画、基礎学力。さっき入ったな。一緒や。

○ 森 智広副委員長

適正化はもういいんじゃないですか。

○ 日置記平委員長

適正化はさっき豊田委員が……。

○ 小川政人委員

いつまでやるつもりだ。

○ 森 智広副委員長

きょう挙げた三つのテーマを2日に分けてやるということで。

○ 日置記平委員長

そういうことですね。

○ 中川雅晶委員

調査研究して、その結果でてきてからでいいんでは。

○ 日置記平委員長

他にありませんね。

○ 大森議会事務局課付主幹兼広報広聴係長

先の話で大変申しわけないんですけども、6月定例会議会の議会報告会、教育民生常任委員会の構成も変わるんですけども、会場は今度総合会館と。

○ 日置記平委員長

それは変わるで……。

○ 大森議会事務局課付主幹兼広報広聴係長

申しわけありません。一応確認だけ。

○ 日置記平委員長

では、終わります。ありがとうございました。

14 : 10 閉議